

短答式試験問題集 [公法系科目]

[公法系科目]

〔第1問〕(配点：2)

東京都管理職選考受験資格確認等請求事件判決（最高裁判所平成17年1月26日大法廷判決，民集59巻1号128頁）に関する次のアからウまでの各記述について，当該判決の趣旨に照らして，正しいものには○，誤っているものには×を付した場合の組合せを，後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は，[No. 1]）

ア．普通地方公共団体は，職員に採用した在留外国人について，国籍を理由として，給与等の勤務条件につき差別的取扱いをしてはならないが，合理的な理由に基づいて日本国民と異なる取扱いをすることまで許されないとするものではない。

イ．普通地方公共団体が，公権力行使等地方公務員の職とこれに昇任するために経るべき職とを包含する一体的な管理職の任用制度を構築した上で，日本国民である職員に限って管理職に昇任できる措置を執ることは，憲法第14条第1項に違反しない。

ウ．日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者は，居住する地方公共団体の自治の担い手であり，地方公共団体の管理職への昇任を制限するには，一般の在留外国人とは異なる理由が必要である。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

〔第2問〕(配点：2)

いわゆる特別権力関係論に関する次のアからウまでの各記述について，正しいものには○，誤っているものには×を付した場合の組合せを，後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は，[No. 2]）

ア．特別権力関係論によれば，公権力と特別な関係にある者に対して公権力が包括的な支配権を有し，公権力は法律の根拠なく人権を制限することができ，それについて裁判所の審査は及ばない。

イ．特別権力関係が成立する場合としては，法律の規定に基づくものと本人の同意に基づくものがある。前者の例として挙げられていたのは受刑者の在監関係と公務員の在勤関係であり，後者の例として挙げられていたのは国公立学生の在学関係であった。

ウ．特別権力関係論には，本質的な問題がある。それは，特別権力関係に属する者が一般国民としての地位に何らかの修正を受ける点で共通の特色を持つにとどまるにもかかわらず，権力服従性という形式的要素によって包括し，人権制約を一般的・観念的に許容する点である。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

〔第3問〕(配点：2)

プライバシーに関する次のアからウまでの各記述について，正しいものには○，誤っているものには×を付した場合の組合せを，後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は，[No. 3]）

ア．「宴のあと」事件判決（東京地判昭和39年9月28日）は，いわゆるプライバシー権は私生活をみだりに公開されないという法的保障ないし権利であるとし，公開を欲するか否かについては，本人の感受性を基準にして判断するとした。

イ．京都府学連事件判決（最大判昭和44年12月24日）は，個人の私生活上の自由として，何人もその承諾なしにみだりにその容貌・姿態を撮影されない自由を有するとし，警察官が正

当な理由もないのに個人の容貌等を撮影することは、憲法第13条の趣旨に反するとした。

ウ. 講演会参加者名簿提出事件判決（最二小判平成15年9月12日）は、大学が学生から収集した参加申込者の学籍番号、氏名、住所及び電話番号は、プライバシーに係る情報として法的保護の対象となるとし、個人の人格的な権利利益を損なうおそれがあるものであるとした。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

【第4問】（配点：2）

衆議院議員定数不均衡訴訟判決（最高裁判所昭和51年4月14日大法廷判決，民集30巻3号223頁）に関する次のアからウまでの各記述について、当該判決の趣旨に照らして、正しいものには○，誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。

（解答欄は，【No. 4】）

ア. 憲法第14条第1項に定める法の下での平等は、選挙権に関しては、国民は全て政治的価値において平等であるべきとする徹底した平等化を志向するものであり、選挙権の内容、すなわち各選挙人の投票の価値の平等も、憲法が要求するところである。

イ. 議員定数配分に際しては、人口比例の原則が最も重要かつ基本的な基準ではあるが、投票価値の平等は、国会が正当に考慮することのできる他の政策的な目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものであり、国会の裁量権の行使の際における考慮要素にとどまる。

ウ. 投票価値の不平等が、国会において通常考慮し得る諸般の要素をしんしゃくしてもなお、一般的に合理性を有するものとは考えられない程度に達し、かつ、合理的期間内における是正が憲法上要求されているのに行われぬ場合、当該選挙は違憲無効となる。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

【第5問】（配点：3）

憲法第19条に関する次のアからウまでの各記述のうち、aは最高裁判所の判例を要約したものであり、bはその批判として書かれたものである。bがaの批判となっている場合には1を、bがaの批判となっていない場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからウの順に【No. 5】から【No. 7】）

ア. a. 謝罪広告を新聞紙に掲載すべきことを命ずることは、憲法第19条が保障する良心の自由を侵害するものではない。

b. 憲法第19条の「良心」には道徳的反省や誠実さは含まれないので、単に事態の真相を告白し、陳謝の意を表明する程度の強制は認められる。【No. 5】

イ. a. 内申書に記載されたのは事実である外部的行為であり、それによってその者の思想、信条を了知し得るものではない。

b. 思想、信条とその者の外部的行為の間の密接な関係を認めた三菱樹脂事件判決（最大判昭和48年12月12日）の趣旨と相違する。【No. 6】

ウ. a. 本件における使用者による労働者の政党所属調査は、社会的に許容し得る限界を超えて労働者の思想の自由を侵害した違法行為であるということとはできない。

b. 労働者の思想信条は、これを理由とする労働条件の差別的取扱いの有無にかかわらず、それ自体において憲法第19条に即して尊重されるべきである。【No. 7】

〔第6問〕（配点：3）

政教分離に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからウの順に〔No.8〕から〔No.10〕）

- ア．県知事の大嘗祭への参列は、日本国及び日本国民統合の象徴である天皇に対する社会的儀礼を尽くすことを目的とするものであり、その効果も、特定の宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等にはならず、政教分離規定に反しない。〔No.8〕
- イ．靖国神社及び護国神社は、憲法第89条にいう「宗教上の組織若しくは団体」に該当することは明らかであり、国又は機関が靖国神社や護国神社に玉串料等として公金を支出すれば、直ちに違憲となる。〔No.9〕
- ウ．町会は、地域住民によって構成される町内会組織であって、宗教的活動を目的とする団体ではなく、町会が地蔵像の維持管理を行う行為も宗教的色彩の希薄な伝統的習俗行事にとどまるから、市が地蔵像建立のために市有地を町会に無償提供した行為は、政教分離規定に反しない。〔No.10〕

〔第7問〕（配点：3）

表現の自由の制約の合憲性をめぐる判断枠組みに関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからウの順に〔No.11〕から〔No.13〕）

- ア．広告物が貼付されている場所の性質、周囲の状況、広告物の数量や形状、貼付の仕方等を総合的に考慮し、地域の美観風致の侵害の程度と当該広告物に表れた表現の持つ価値とを比較衡量してその規制の合憲性を判断すべきである。〔No.11〕
- イ．裁判官による積極的な政治運動の禁止の目的は、裁判官の独立及び中立・公正の確保に対する国民の信頼の維持、そして司法と立法・行政とのあるべき関係を規律することであるので、その要請は、一般職の国家公務員に対する政治的行為の禁止の要請よりも強いものというべきである。〔No.12〕
- ウ．問題となっている写真集のわいせつ性については、芸術など性的刺激を緩和させる要素の存在、問題となっている各写真の写真集に占める比重、作者に対する当該分野の評論家からの評価、その表現手法等の観点から、写真集を全体としてみて判断すべきである。〔No.13〕

〔第8問〕（配点：3）

財産権の制限と補償の要否に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからウの順に〔No.14〕から〔No.16〕）

- ア．憲法第29条第3項にいう「公共のために用ひる」とは、公共の福祉のための必要に基づいて公共施設のための用地買収など公共事業を目的として行う場合に限られないが、特定の個人が受益者となる場合は、これに当たらない。〔No.14〕
- イ．憲法第29条第3項にいう「正当な補償」とは、その当時の経済状態において成立すると考えられる取引価格に基づき、合理的に算出された相当な額をいうが、かかる補償は、対象となる私有財産の収用ないし供与と同時に履行されなければならない。〔No.15〕
- ウ．憲法第29条の規定に照らせば、法律で一旦定められた財産権の内容を事後の法律で変更し、特段の補償を行わないものとしても、それが公共の福祉に適合するようにされたものである限り、これをもって違憲ということはできない。〔No.16〕

【第9問】（配点：2）

旭川学力テスト事件判決（最高裁判所昭和51年5月21日大法廷判決，刑集30巻5号615頁）に関する次のアからウまでの各記述について，当該判決の趣旨に照らして，正しいものには○，誤っているものには×を付した場合の組合せを，後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は，【No.17】）

ア．国民各自は，一個の人間として，また一市民として，成長，発達し，自己の人格を完成，実現するために必要な学習する固有の権利を有し，特に，子どもは，そのための教育を自己に施すことを大人一般に対して要求する権利を有する。

イ．個人の基本的自由を認め，その人格の独立を国政上尊重すべきものとしている憲法の下においては，子どもが自由かつ独立の人格として成長することを妨げるような国家的介入は，許されない。

ウ．子どもの教育は，専ら子どもの利益のために，教育を与える者の責務として行われるべきものであるから，教育の内容及び方法については，その実施に当たる教師が，教育専門家としての立場から，決定し遂行すべきものである。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

【第10問】（配点：2）

労働基本権に関する次のアからウまでの各記述について，正しいものには○，誤っているものには×を付した場合の組合せを，後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は，【No.18】）

ア．最高裁判所の判例の趣旨によれば，公務員の労働基本権の制限については，制度上整備された代償措置が講じられていることがその合憲性の根拠とされているから，人事院勧告実施の凍結に抗議して行われた争議行為は適法である。

イ．外国人の享有する人権の範囲について，その人権の性質に応じて個別的に判断されるとする考えによれば，参政権や社会権などはその範囲外であり，したがって，外国人には労働基本権の適用がない。

ウ．最高裁判所の判例の趣旨によれば，労働組合には組合員に対する統制権が認められるが，公職選挙において，組合がその統一候補以外の組合員の立候補に対し，統制違反を理由に組合員としての権利を停止する処分をすることは許されない。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

【第11問】（配点：3）

国家賠償請求権に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからウの順に【No.19】から【No.21】）

- ア．国又は公共団体の行為が、いわゆる非権力的な管理作用に属する場合は、大日本帝国憲法下でも判例上民法第709条以下の規定による不法行為責任がある程度まで認められていた。それゆえ、日本国憲法第17条の意義は、権力作用に属する不法行為との関係で国家無答責の原則を否定し、国家の賠償責任を明記した点にあるとすることができる。【No.19】
- イ．日本国憲法第17条は、国又は公共団体に対し損害賠償を求める権利について、「法律の定めるところにより」として、その法律による具体化を予定している。これは公務員のどのような行為によりいかなる要件で賠償責任を負うかを全面的に立法府の裁量判断に委ねる趣旨であるから、このような法律の定めが同条に反することはないと解される。【No.20】
- ウ．最高裁判所は、かつて、例え立法の内容が憲法に違反するものであっても国会議員の立法行為は国家賠償法第1条第1項の適用上当然に違法の評価を受けるものではないとしていた。しかし、最高裁判所は、その後判例を変更し、国会で議決された法律が違憲であれば国家賠償法上も違法の評価を受けることになるという立場を採るに至った。【No.21】

【第12問】（配点：3）

憲法第31条に関する次のアからウまでの各記述について、aの見解からbの見解が導き出せる場合には1を、導き出せない場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからウの順に【No.22】から【No.24】）

- ア． a． 憲法第31条は、文字どおり、刑罰を科する場合には、法律で定める手続によらなければならないという要求のみを規定したものである。
b． 条例は地方公共団体が制定する自主立法であるから、刑罰を科する場合の手続を条例で定めることも許される。【No.22】
- イ． a． 憲法第31条は、刑罰を科する場合の手続が法律で定められなければならないということと、手続が適正なものでなければならないということを規定したものである。
b． 憲法第31条は、罪刑法定主義を定めた規定ではなく、その根拠は憲法の別の条文に求めなければならない。【No.23】
- ウ． a． 憲法第31条は、刑罰を科する場合の手続の法定とその適正のみならず、実体の法定とその適正をも要求する規定である。
b． 処罰の必要性及び合理性、罪刑の均衡を要求する根拠は、憲法第31条に求められる。【No.24】

【第13問】（配点：2）

憲法の概念に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、【No.25】）

- ア． 国家統治の基本を定めた法としての憲法を「固有の意味の憲法」と呼び、そのうち国家権力を制限して国民の権利を保障するという思想に基づくものを特に「立憲の意味の憲法」と呼んで、その余の「固有の意味の憲法」と区別することがある。この区別は、憲法の内容に着目した区別であり、憲法の存在形式とは無関係である。
- イ． 憲法という名前で呼ばれる成文の法典（憲法典）を「形式的意味の憲法」と呼び、「実質的意味の憲法」と区別することがある。この区別の意義は、本来憲法典に書かれるべきことが書かれないことがあり、逆に、本来憲法の内容となるべきでないものが憲法典の中に書かれることがあるという点に注意を促すことにあるといえる。
- ウ． 憲法改正に法律の改正より困難な手続が要求される憲法を「硬性憲法」、法律の改正と同じ

手続でよいものを「軟性憲法」として区別することがある。憲法の最高法規性は、憲法が「硬性憲法」として、国法秩序において最も強い形式的効力を持つ点に求められるのであって、憲法がいかなる基本価値を体現しているかということとは関係がない。

1. ア○ イ○ ウ○ 2. ア○ イ○ ウ× 3. ア○ イ× ウ○
4. ア○ イ× ウ× 5. ア× イ○ ウ○ 6. ア× イ○ ウ×
7. ア× イ× ウ○ 8. ア× イ× ウ×

〔第14問〕（配点：3）

主権に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからウの順に〔No.26〕から〔No.28〕）

ア. 憲法の国民主権の原理における国民とは、最高裁判所の判例が示すところによれば、主権が日本国民に存するとする憲法前文及び第1条の規定に照らして、日本国の国籍を有する者を意味するものとされる。〔No.26〕

イ. 主権という言葉は多義的であり、国民主権、国家主権のほかに、国家権力（統治権）そのものを意味する場合もあって、憲法第9条第1項及び第41条で使われている「国権」とは、この国家権力そのものを表すものとして使われている。〔No.27〕

ウ. 国民主権原理を宣明する憲法では、国民の代表者を選定する選挙制度は民主主義の根幹を成すものである。憲法改正における国民投票は国民主権の具体化といえるものであるから、その投票権者の要件を公職選挙法が定める選挙権者の要件と異なって定める法律は、違憲である。〔No.28〕

〔第15問〕（配点：3）

比例代表制度の下における国会議員の政党間の移動に関する次のアからウまでの各記述について、bの見解がaの見解の根拠となっている場合には1を、そうでない場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからウの順に〔No.29〕から〔No.31〕）

ア. a. 比例代表制によって選出された国会議員が当該政党の所属でなくなった場合、当該議員は議席を喪失する。

b. 実際には有権者は選挙において政党を重視しており、全国民の代表であることも公的役割を担う政党への所属を前提としている。〔No.29〕

イ. a. 比例代表制によって選出された国会議員が当該政党の所属でなくなった場合でも、当該議員は議席を喪失しない。

b. 比例代表制はあくまでも議員の選出方法に過ぎず、一旦選出されれば個々の議員は全国民の代表である。〔No.30〕

ウ. a. 比例代表制によって選出された国会議員が自発的に当該政党の所属でなくなった場合に限り、当該議員は議席を喪失する。

b. 比例代表選出の国会議員であっても、政党から自由に意思を形成できる全国民の代表である。〔No.31〕

【第16問】（配点：2）

内閣及び内閣総理大臣に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、[No.32]）

- ア．憲法第66条第3項は、内閣は行政権の行使について国会に対し連帯して責任を負う旨規定しているが、個々の国务大臣がその所管事項について単独の責任を負うことが否定されているわけではない。
- イ．憲法第70条は、内閣総理大臣が欠けたときは内閣は総辞職をしなければならないと規定しているところ、「内閣総理大臣が欠けたとき」とは、死亡のほか除名により国会議員の地位を失った場合に限られる。
- ウ．憲法第73条第1号が内閣の法律執行義務を規定しているので、内閣は、ある法律が憲法に違反すると判断した場合でも、その法律を執行しなければならず、その法律を廃止する案を国会に提出することもできない。

- 1. ア○ イ○ ウ○ 2. ア○ イ○ ウ× 3. ア○ イ× ウ○
- 4. ア○ イ× ウ× 5. ア× イ○ ウ○ 6. ア× イ○ ウ×
- 7. ア× イ× ウ○ 8. ア× イ× ウ×

【第17問】（配点：2）

司法に関する次のアからエまでの各記述について、正しいもの二つの組合せを、後記の1から6までの中から選びなさい。（解答欄は、[No.33]）

- ア．最高裁判所裁判官の国民審査は、最高裁判所の判例の趣旨に照らせば、内閣の任命を国民が確認する意味を含むので、白票は罷免を可とするものとして扱われてはならない。
- イ．日本国憲法は特別裁判所の設置を明文で禁止しているが、弾劾裁判所は、憲法上の例外である。
- ウ．現行法を改正して最高裁判所を頂点とした二審制となる審級制度を導入することは、違憲である。
- エ．憲法上の直接的な明文の規定はないが、司法権の独立の観点から、最高裁判所及び下級裁判所が司法行政権を担っていると解されている。

- 1. アとイ 2. アとウ 3. アとエ 4. イとウ 5. イとエ 6. ウとエ

【第18問】（配点：2）

違憲審査制に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、[No.34]）

- ア．憲法第81条は、当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する争訟事件を解決するのに必要な限度で、裁判所に違憲審査権を付与した規定である。したがって、裁判所にはいわゆる客観訴訟において違憲審査を行う権限はない。
- イ．憲法は国の最高法規であってこれに反する法律命令等はその効力を有さず、裁判官は憲法及び法律に拘束され、憲法を尊重擁護する義務を負う。したがって、最高裁判所に限らず下級裁判所の裁判官も違憲審査の権限を有する。
- ウ．憲法第81条が「一切の法律、命令、規則又は処分」という場合の「処分」とは、統治機関の行為の意味である。したがって、これには行政機関の行政処分のみならず、裁判所の判決も含まれる。

1. ア○ イ○ ウ○ 2. ア○ イ○ ウ× 3. ア○ イ× ウ○
 4. ア○ イ× ウ× 5. ア× イ○ ウ○ 6. ア× イ○ ウ×
 7. ア× イ× ウ○ 8. ア× イ× ウ×

【第19問】（配点：3）

旭川市国民健康保険条例事件判決（最高裁判所平成18年3月1日大法廷判決，民集60巻2号587頁）に関する次のアからウまでの各記述について，当該判決の趣旨に照らして，それぞれ正しい場合には1を，誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は，アからウの順に[No.35]から[No.37]）

- ア．租税は，国民に対して直接負担を求めるものであるから，課税をするに当たっては，必ず国民の同意を得なければならない。したがって，租税を創設し，改廃する場合だけでなく，課税要件と賦課及び徴収の手続についても，全て法律に基づいて定められる必要がある。[No.35]
 イ．憲法第84条は，直接的には，租税について法律による規律の在り方を定めるものであるが，国，地方公共団体等が賦課徴収する租税以外の公課であっても，その性質に応じて，法律又は法律の範囲内で制定された条例によって適正な規律がなされるべきである。[No.36]
 ウ．憲法第84条の定める「租税」とは，国又は地方公共団体が，その課税権に基づいて，その使用する経費に充当するために，強制的に徴収する金銭給付のことをいい，市町村が行う国民健康保険の保険料の徴収には憲法第84条の趣旨は及ばない。[No.37]

【第20問】（配点：3）

条例に関する次のアからウまでの各記述について，aの見解からbの見解が導き出せる場合には1を，導き出せない場合には2を選びなさい。（解答欄は，アからウの順に[No.38]から[No.40]）

- ア． a．地方公共団体の制定する条例は，憲法が定める「地方自治の本旨」に基づき，憲法により制定する権能を定められた自治立法である。
 b．条例により，住民の基本的な人権に制限を課すことも可能であるが，憲法第14条に照らし，このような制限が地域による差別を生ずることは憲法上許されない。[No.38]
 イ． a．地方自治法は，政策に関する住民投票制度を規定していないが，憲法の定める「地方自治の本旨」からして，地方公共団体が住民投票を行うことは認められる。
 b．条例で住民投票制度を設け，「首長は，事務の執行に当たり，その結果を尊重するものとする」と定めた場合，首長には，住民投票の結果に従うべき法的義務がある。[No.39]
 ウ． a．条例が法律に違反するかどうかは，それぞれの趣旨，目的，内容及び効果を比較し，両者の内容に矛盾抵触するところがあるかどうかによって決するべきである。
 b．地方公共団体が，法律と同一目的で同一の汚染物質について，条例でより厳しい排出基準を定めたとしても，その条例が直ちに法律に違反するとは言えない。[No.40]

【第21問】（配点：2）

次の文章は、A省の国家公務員甲乙2名の会話である。アからウまでの下線部の各記述について、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、[No.41]）

甲 「課長から、次期通常国会に提出する交通基本法の法案作成に取り掛かるよう指示された件で、少し相談しましょう。今回の作業では、基本法が一般の法律に比べてどのような特色があるのか、まず、この点から調べないといけませんね。」

乙 「例えば、環境基本法では、環境の保全に関する基本的施策として環境基本計画の策定などが定められています。」

甲 「従来の立法例から判断すると、基本法を定めるのであれば、基本的施策としての基本計画の策定については、その大綱は、法律で定めておく事項であると理解していいですね。」

乙 「〔ア〕法律の留保原則の中でも、侵害留保の考え方によれば、国の将来の基本的な政策について、その在り方を規定するような事項は、国会の議決によるべきであって、行政に委ねることはできないことになっています。」

甲 「地方自治が重視される時代だから、立法の準備に当たっては、法律が地方公共団体に対して与える影響についても、あらかじめ考えておく必要がありますね。」

乙 「最近では、公共交通の利用が困難な市民への対策を内容とした生活交通条例を制定した市も存在するようです。こうした市の条例とこれから準備する法律が抵触した場合、どうなるのでしょうか。」

甲 「〔イ〕法律による行政の原理の内容として、法律の優位原則によれば、法律の定めに対する違反が存在する場合には、法律の効力が条例に優越することになっています。法律に抵触する限りで、市の条例は、無効になります。」

乙 「重要な法律案なので、準備に当たっては、関係各方面の意見を聴かないといけない。昔なら、業界アンケートと根回しで足りたのだろうけれど、今回は対話型行政を心掛けてみましょう。命令等を定めようとする場合に行政手続法で求められている意見公募手続にならって意見を集めようと思いますが、こうした手続が違法になることはないですね。」

甲 「〔ウ〕行政手続法は、法律案について、意見公募手続と同じ内容の手続で広く一般の意見を求めることまで排除する趣旨を含まないでしょう。」

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

【第22問】（配点：3）

行政行為に関する次のアからエまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らし、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからエの順に [No.42] から [No.45]）

ア. 行政処分は、たとえ違法であっても、適法に取り消されない限りその効力を有する。[No.42]

イ. 処分庁は、成立時には瑕疵がなかったが後発的な事情の変化により存続させることが妥当でなくなった行政行為について、法令上明文の規定がない限り、その効力を将来にわたり消滅させることができない。[No.43]

ウ. 特許の無効審決が確定する以前には、特許権侵害訴訟を審理する裁判所は、特許に無効理由が存在することが明らかであるか否かについて判断することができない。[No.44]

エ. 審査請求に対する裁決は、特別の規定がない限り、裁決庁自らにおいて取り消すことはできない。[No.45]

【第23問】（配点：2）

行政手続法に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものに○，誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は，[No.46]）

ア．行政手続法は，国民の権利利益を保護することや行政運営における公正を確保することを目的としたものであって，行政上の意思決定における透明性の向上を図ることまでを目的としていない。

イ．大臣は，省令を定めようとする場合に意見公募手続の実施を義務付けられるほか，省令を定めた後においても，社会経済情勢の変化等を勘案し，必要に応じて，省令の内容を検討し，その適正を確保するよう努めなければならない。

ウ．市町村長を経由して，都道府県知事に対して申請を提出するよう法律が定めている場合，知事が定めるよう努めなければならない標準処理期間には，申請が知事に到達してから申請の処理に通常要する標準的な期間のほか，市町村長に到達してから知事に到達するまでの標準的な期間も含まれる。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

【第24問】（配点：2）

行政手続法に基づいて国の行政庁が定める審査基準及び処分基準に関し，次のアからウまでの各記述について，正しいものに○，誤っているものに×を付した場合の組合せを，後記1から8までの中から選びなさい。ただし，適用除外については考慮することを要しない。（解答欄は，[No.47]）

ア．審査基準は申請に対する処分の審査手続に関する基準，処分基準は申請に対する処分の内容に関する基準であり，行政庁は，そのいずれをもあらかじめ定めておかなければならない。

イ．行政庁は，審査基準及び処分基準を定めるに当たり，行政手続法に基づく意見公募手続を経なければならない。

ウ．行政庁は，処分基準に従わない行政処分を行うことができないから，裁判所が処分基準に従って行われた行政処分を違法として取り消すためには，処分基準が無効であるか，又は違法として取り消される必要がある。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

【第25問】（配点：3）

次の文章は、公立学校施設の目的外使用の許可に関する最高裁判所の判決（最高裁判所平成18年2月7日第三小法廷判決，民集60巻2号401頁）の判示の一部である。後記アからエまでの各記述について、同判決がこの文章を踏まえてその後に判示している内容として、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからエの順に【No.48】から【No.51】）

「地方自治法238条の4第4項，学校教育法85条の上記文言に加えて，学校施設は，一般公衆の共同使用に供することを主たる目的とする道路や公民館等の施設とは異なり，本来学校教育の目的に使用すべきものとして設置され，それ以外の目的に使用することを基本的に制限されている（学校施設令1条，3条）ことからすれば，学校施設の目的外使用を許可するか否かは，原則として，管理者の裁量にゆだねられているものと解するのが相当である。」

（参照条文）地方自治法（平成18年法律第53号による改正前のもの）

第238条の4 1～3 （略）

4 行政財産は，その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

5，6 （略）

（参照条文）学校教育法（平成19年法律第96号による改正前のもの）

第85条 学校教育上支障のない限り，（中略）学校の施設を社会教育その他公共のために，利用させることができる。

（参照条文）学校施設の確保に関する政令（上記判示中に「学校施設令」として引かれているもの）

第3条 学校施設は，学校が学校教育の目的に使用する場合を除く外，使用してはならない。但し，左の各号の一に該当する場合は，この限りでない。

一 法律又は法律に基く命令の規定に基いて使用する場合

二 管理者又は学校の長の同意を得て使用する場合

2 管理者又は学校の長は，前項第二号の同意を与えるには，他の法令の規定に従わなければならない。

ア．管理者は，学校教育上支障があれば使用を許可することができない。【No.48】

イ．管理者は，学校教育上の支障がないからといって当然に許可しなくてはならないものではなく，行政財産である学校施設の目的及び用途と目的外使用の目的，態様等との関係に配慮した合理的な裁量判断により使用許可をしないこともできる。【No.49】

ウ．管理者の裁量権の行使が逸脱濫用に当たるか否かの司法審査においては，その判断が裁量権の行使としてされたことを前提とした上で，その判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くところがないかを検討し，その判断が，重要な事実の基礎を欠くか，又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限って，裁量権の逸脱又は濫用として違法となるとすべきものである。【No.50】

エ．従前，同一目的での使用許可申請を物理的支障のない限り許可してきたという運用があったとしても，そのような従前の許可の運用が裁量権濫用に当たるか否かの判断において考慮すべき要素となるということとはできない。【No.51】

【第26問】（配点：3）

次の文章は、A町と産業廃棄物処分業者（以下「処分業者」という。）であるYとが締結した公害防止協定（以下「本件協定」という。）に定められた、Yの産業廃棄物処理施設（以下「処理施設」という。）の使用期限を平成15年12月31日とする旨の条項（以下「本件期限条項」という。）に基づき、A町の地位を合併により承継したX市がYに対し、Yの処理施設の使用の差止めを求める訴えについて判断を示した最高裁判所平成21年7月10日第二小法廷判決の判示の一部である。後記アからエまでの各記述について、それぞれ同判決の考え方に適合する場合には1を、適合しない場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからエの順に【No.52】から【No.55】）

「規定（注1）は、知事が、処分業者としての適格性や処理施設の要件適合性を判断し、産業廃棄物の処分事業が廃棄物処理法の目的に沿うものとなるように適切に規制できるようにするために設けられたものであり、上記の知事の許可（注2）が、処分業者に対し、許可が効力を有する限り事業や処理施設の使用を継続すべき義務を課すものではないことは明らかである。そして、同法には、処分業者にそのような義務を課す条文は存せず、かえって、処分業者による事業の全部又は一部の廃止、処理施設の廃止については、知事に対する届出で足りる旨規定されているのであるから（中略）、処分業者が、公害防止協定において、協定の相手方に対し、その事業や処理施設を将来廃止する旨を約束することは、処分業者自身の自由な判断で行えることであり、その結果、許可が効力を有する期間内に事業や処理施設が廃止されることがあったとしても、同法に何ら抵触するものではない。したがって、（中略）本件期限条項が（中略）廃棄物処理法の趣旨に反するということもできない。」

（注1）廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）の諸規定を指す。

（注2）廃棄物処理法が定める産業廃棄物処理業の許可及び処理施設の設置許可を指す。

- ア. 市町村は、処分業者との間で公害防止協定を締結し、法律又は条例に根拠がなくても、協定の定めにより処分業者に対し、公害防止のための義務を課することができる。【No.52】
- イ. 市町村ではなく県が処分業者との間で公害防止協定を締結し、処分業者に対し、県知事が廃棄物処理法に基づいて行った許可が効力を有する期間内に、事業や処理施設を廃止する義務を課すことも、同法に抵触しない。【No.53】
- ウ. Yが本件協定の本件期限条項に違反して処理施設の使用を継続した場合、県知事は廃棄物処理法に基づく処理施設の設置許可を撤回することができる。【No.54】
- エ. 市町村が処分業者に対し、公害防止協定に基づく義務の履行を求める訴えは、法律上の争訟に当たる。【No.55】

〔第27問〕（配点：2）

行政代執行法による代執行に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、〔No.56〕）

ア．火薬類取締法第22条に基づく火薬類の廃棄の義務は、法律に基づいて行政庁が命じるものではなく、法律から直接生じるものであるが、行政庁は、これを代執行の対象にすることができる。

（参照条文）火薬類取締法

第22条 製造業者若しくは販売業者が、（中略）許可の取消その他の事由により営業を廃止した場合、火薬類を消費する目的で（中略）火薬類の譲受若しくは輸入の許可を受けた者が、その火薬類を消費し、若しくは消費することを要しなくなつた場合又は（中略）火薬類の消費の許可を受けた者がその許可を取り消された場合において、なお火薬類の残量があるときは、遅滞なくその火薬類を譲り渡し、又は廃棄しなければならない。（以下略）

イ．都市公園内に設置された工作物につき、都市公園法第27条第1項による除却命令に続いて、行政代執行法第3条第1項による戒告を受けたXが、当該戒告の取消訴訟を提起した場合において、Xは、除却命令が無効であるとしても、これを、戒告の取消しを求めるために主張することはできない。

（参照条文）都市公園法

第27条 公園管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、（中略）都市公園に存する工作物その他の物件若しくは施設（中略）の改築、移転若しくは除却（中略）を命ずることができる。（以下略）

2～10 （略）

ウ．代執行の終了後においては、代執行に要した費用を義務者から徴収できなくなるおそれがあるときは、行政庁は、代執行をする前に、国税滞納処分の例により、費用を徴収することができる。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

〔第28問〕（配点：3）

次のアからエまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからエの順に〔No.57〕から〔No.60〕）

ア．行政庁による氏名の公表は、個人の名誉、信用等を毀損するおそれがあるから、行政庁は、法律の根拠がなければ公表することはできない。〔No.57〕

イ．法律による行政の原理によれば、議会制定法によって義務の履行強制が可能であるから、現行法上、直接強制について、法律のほか条例を根拠規範とすることも許される。〔No.58〕

ウ．法律違反に対する行政上の秩序罰としての過料は、違反者に制裁として金銭的負担を科すものであり、刑罰ではないので刑法総則の適用はない。〔No.59〕

エ．執行罰としての過料は、刑罰の一種であるから、二重処罰の禁止（憲法第39条）の規定に照らし、義務が履行されるまで過料を繰り返し科すことは許されない。〔No.60〕

〔第29問〕（配点：3）

運転免許証（以下「免許証」という。）の有効期間の更新に当たり、一般運転者（優良運転者又は違反運転者等以外の者）として扱われ、優良運転者である旨の記載のない免許証を交付されて更新処分を受けた者が、当該更新処分中の同人を一般運転者とする部分の取消し等を求めた事案において、訴えの利益の有無について判断を示した最高裁判所平成21年2月27日第二小法廷判決（民集63巻2号299頁）の次の判示を読み、後記アからエまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからエの順に〔No.61〕から〔No.64〕）

「確かに、免許証の更新処分において交付される免許証が優良運転者である旨の記載のある免許証であるかそれのないものであるかによって、当該免許証の有効期間等が左右されるものではない。また、上記記載のある免許証を交付して更新処分を行うことは、免許証の更新の申請の内容を成す事項ではない。しかしながら、上記のとおり、客観的に優良運転者の要件を満たす者であれば優良運転者である旨の記載のある免許証を交付して行う更新処分を受ける法律上の地位を有することが肯定される以上、一般運転者として扱われ上記記載のない免許証を交付されて免許証の更新処分を受けた者は、上記の法律上の地位を否定されたことを理由として、これを回復するため、同更新処分の取消しを求める訴えの利益を有するというべきものである。」

（注）道路交通法第101条の2の2第1項及び第108条の2第1項第11号並びに道路交通法施行規則（平成18年内閣府令第4号による改正前のもの）第38条第12項によれば、免許証の更新の申請等に関する優良運転者の特例として、①免許証の更新を受けようとする者のうち当該更新を受ける日において優良運転者に該当するものは、更新申請書の提出を、住所地を管轄する公安委員会以外の公安委員会を經由して行うことができ、また、②更新時講習は、優良運転者、一般運転者又は違反運転者等の区分に応じて行うものとされているところ、優良運転者に対する講習は、「道路交通の現状及び交通事故の実態」等の講習事項につき教材を用いた講習方法により30分行うこととされているのに対し、一般運転者に対する講習は、「自動車等の運転について必要な適性」の講習事項が加わり、筆記検査に基づく指導を含む講習方法によって1時間行うこととされている。

- ア. 本判決は、優良運転者による更新処分の申請の内容について、優良運転者である旨の記載のある免許証を交付して更新処分を行うことを求めるものであると解している。〔No.61〕
- イ. 本判決は、更新処分において一般運転者として扱われ優良運転者である旨の記載のない免許証を交付されることが、優良運転者である旨の記載のある免許証を交付して行う更新処分を受ける法律上の地位を損なう不利益に当たり得ることを認めたものである。〔No.62〕
- ウ. 本判決によれば、優良運転者に区分されるべき者に対して優良運転者である旨の記載のない免許証を交付して更新処分を行うことは、その者の名誉、信用等を損なうものであるから、訴えの利益を根拠付ける不利益に当たることになる。〔No.63〕
- エ. 本判決によっても、申請の段階で一般運転者に区分されたことを知った上で優良運転者である旨の記載のない免許証を交付されて更新処分を受けた者は、同更新処分の取消しを求めることはできず、当該免許証に優良運転者である旨の記載をすることの義務付けを求める訴えを提起すべきことになる。〔No.64〕

【第30問】（配点：2）

訴えの利益に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らし、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、[No.65]）

ア．町営土地改良事業の施行認可処分の取消しを求める訴訟の係属中に、事業計画に係る工事及び換地処分がすべて完了したため、社会通念上事業施行以前の原状に回復することが不可能になったとしても、認可処分の取消しを求める訴えの利益は消滅しない。

イ．退去強制令書の送還部分が執行され、被処分者が強制送還されてしまえば、処分はその目的を達成し、被処分者の退去義務は消滅するが、退去を強制された者の本邦への上陸拒否期間が経過するまでは、退去強制令書発付処分の取消しを求める訴えの利益は消滅しない。

ウ．都市計画法第29条に基づく開発許可の取消しを求める訴訟の係属中に、許可を受けた開発行為に関する工事が完了し、検査済証が交付されたとしても、当該開発許可が判決で取り消された場合には、違法な開発行為であることが公権的に確定され、その拘束力により都道府県知事等は同法第81条に基づく違反是正命令を発すべき義務を負うことになるから、開発許可の取消しを求める訴えの利益は消滅しない。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

【第31問】（配点：2）

処分の取消しの訴えの出訴期間等に関する次のアからウまでの各記述について、行政事件訴訟法又は最高裁判所の判例に照らし、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、[No.66]）

ア．処分に係る通知の書面が当該処分の相手方の住所に郵便により配達された場合には、当該処分の取消しの訴えの出訴期間に係る「処分（中略）があつたことを知った日」（行政事件訴訟法第14条第1項）については、反証のない限り、当該書面の配達された日がこれに当たるとされる。

イ．処分につき審査請求をすることができる場合において、適法な審査請求があつたときは、処分の取消しの訴えは、その審査請求をした者については、これに対する裁決があつたことを知った日から6か月を経過するまでは、処分があつたことを知った日から6か月を経過した後であっても、適法に提起することができる。

ウ．法律に当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ処分の取消しの訴えを提起することができない旨の定めがある場合には、審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないときに限り、裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを適法に提起することができる。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

【第32問】（配点：3）

次のアからエまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからエの順に【No.67】から【No.70】）

ア．最高裁判所の判例によれば、所得税の納税申告（通常の間ゆる白色申告）に対する更正処分の取消訴訟において、被告は、当該更正処分の正当性を維持する理由として、更正の段階において考慮されなかつた事実を新たに主張することも許される。【No.67】

イ．飲酒運転を理由とする公務員の懲戒処分の取消訴訟において、当該公務員が処分時以前に公金横領をしていたことが判明したとして、被告がこれを懲戒事由として主張することは許されない。【No.68】

ウ．最高裁判所の判例によれば、情報公開条例において非開示決定を行うときには、非開示の理由を付記しなければならないと定められている場合に、理由の付記が不十分でありその要件を欠くと判断される以上、後に実施機関により理由の説明がされたとしても、その瑕疵が治癒されたものということとはできない。【No.69】

エ．最高裁判所の判例によれば、情報公開条例において非開示決定を行うときには、非開示の理由を付記しなければならないと定められている場合には、非開示決定取消訴訟において、被告が非開示決定の通知書に付記された理由以外の理由を主張することは許されない。【No.70】

【第33問】（配点：3）

普通地方公共団体であるA市においては、公金の支出を内容とする特定の処分をする権限が、市長から総務部長に委任されていた。このような場合において、A市の住民Xが地方自治法（以下「法」という。）第242条の2第1項の規定に基づいて提起する住民訴訟における被告とすべき者（他の訴訟要件については問題はないものとする。）に関する次のアからエまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからエの順に【No.71】から【No.74】）

- ア．問題とされる処分がされることが相当の確実さをもって予測される事例において、Xは、総務部長Bを被告として、法第242条の2第1項第1号の規定に基づき処分の差止めを求める住民訴訟を適法に提起することができる。【No.71】
- イ．問題とされる処分が総務部長Bにより既にされた事例において、Xは、A市を被告として、法第242条の2第1項第2号の規定に基づき処分の取消しを求める住民訴訟を適法に提起することができる。【No.72】
- ウ．問題とされる処分が総務部長Bにより既にされた事例において、Xは、市長Cを被告として、法第242条の2第1項第4号本文の規定に基づきBに損害賠償の請求をすることを求める住民訴訟を適法に提起することができる。【No.73】
- エ．問題とされる処分が総務部長Bにより既にされた事例において、Xは、市長CのBに対する指揮監督上の過失を理由に法第242条の2第1項第4号本文の規定に基づきCに損害賠償の請求をすることを求める住民訴訟を提起するときは、市長以外の職員を被告としなければならない。【No.74】

（参照条文）地方自治法

第242条の2 普通地方公共団体の住民は、前条第1項の規定による請求をした場合において、同条第4項の規定による監査委員の監査の結果（中略）に不服があるとき（中略）は、裁判所に対し、同条第1項の請求に係る違法な行為又は怠る事実につき、訴えをもって次に掲げる請求をすることができる。

- 一 当該執行機関又は職員に対する当該行為の全部又は一部の差止めの請求
- 二 行政処分たる当該行為の取消し又は無効確認の請求
- 三 （略）
- 四 当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方に損害賠償又は不当利得返還の請求をすることを当該普通地方公共団体の執行機関又は職員に対して求める請求（以下略）

2～10 （略）

11 第2項から前項までに定めるもののほか、第1項の規定による訴訟については、行政事件訴訟法第43条の規定の適用があるものとする。

12 （略）

（参照条文）行政事件訴訟法

第43条 民衆訴訟（中略）で、処分又は裁決の取消しを求めるものについては、第9条及び第10条第1項の規定を除き、取消訴訟に関する規定を準用する。

2, 3 （略）

〔第34問〕（配点：2）

Aは、自宅の建築を計画し、Y市の建築主事から建築確認（以下「本件建築確認」という。）を受けた。この建築計画地の隣地に自宅を所有して居住しているXは、本件建築確認に係る取消訴訟の出訴期間経過後に、本件建築確認に係る建築計画は、建築基準関係規定に適合しておらず同計画に係る建築物は倒壊の危険がある旨主張して、本件建築確認につき無効確認訴訟（以下「本件無効確認訴訟」という。）を提起した。次のアからウまでの各記述について、法令又は最高裁判所の判例に照らし、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、〔No.75〕）

ア．無効確認訴訟と国家賠償請求訴訟とは同種の訴訟手続ではないものの、Xは、本件無効確認訴訟の提起後に、本件建築確認が違法であることを理由として、それにより生じた損害について、Y市に対する国家賠償法第1条第1項に基づく損害賠償請求に係る訴えを本件無効確認訴訟に併合して適法に提起することができる。

イ．取消判決の第三者効を定めた行政事件訴訟法第32条第1項は、無効確認訴訟にも準用されるから、本件無効確認訴訟につき認容判決がされた場合、Xは、Aに対して、本件建築確認の効力が無効である旨の主張をすることができる。

ウ．無効な処分の効力につき執行停止を觀念することはできないから、Xは、本件無効確認訴訟を提起した上で、本件建築確認の処分の効力の停止を申し立てることはできない。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

〔第35問〕（配点：3）

仮の救済等に関する次のアからエまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからエの順に〔No.76〕から〔No.79〕）

ア．執行停止の申立てについては、裁判所は、一定の場合には、相手方の意見を聴かないで、執行停止を命ずる決定をすることができる。〔No.76〕

イ．仮の義務付けの申立てについては、裁判所は、一定の場合には、義務付けの訴えの提起がなくとも、仮の義務付けを命ずる決定をすることができる。〔No.77〕

ウ．仮の差止めの申立てがされた場合、行政庁は、仮の差止めを命ずる決定がされるまでは、対象とされる処分をすることができる。〔No.78〕

エ．行政事件訴訟法には、当事者訴訟について、同法第44条の規定の適用を排除する定めはない。〔No.79〕

（参照条文）行政事件訴訟法

第44条 行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為については、民事保全法（平成元年法律第91号）に規定する仮処分をすることができない。

【第36問】（配点：3）

次のアからエまでの各記述について、法令又は最高裁判所の判例に照らし、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからエの順に【No.80】から【No.83】）

ア．検察官が公訴を提起したが裁判で無罪が確定した場合、当該公訴提起は国家賠償法上違法の評価を受ける。【No.80】

イ．裁判官がした争訟の裁判については、上訴等の訴訟法上の救済方法が存するから、その裁判内容に上訴等の訴訟法上の救済方法によって是正されるべき瑕疵が存在したとしても、国家賠償法上違法の評価を受けることはない。【No.81】

ウ．公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法又は公害健康被害の補償等に関する法律に基づき、水俣病と認定すべき旨の申請を知事に行ったものの、何らの応答処分を相当期間内に受けなかったという場合、申請者としては、不作為の違法確認の訴えを適法に提起することができる。【No.82】

エ．上記ウの場合において、認定要件を満たす者が被る損害は、認定されることにより解消されることになるから、申請処理の遅延による精神的苦痛について国家賠償法に基づく慰謝料請求は認められない。【No.83】

【第37問】（配点：2）

次の【甲群】に掲げるアからウまでのXの各損失について、国又は地方公共団体が損失補償は不要であると主張する場合に、それぞれの理由として最も適切なものを、【乙群】に掲げるAからFまでの中から選んだ場合の組合せを、後記1から4までの中から選びなさい。（解答欄は、【No.84】）

【甲 群】

ア．市が卸売市場を開設する区域内の土地について、地方自治法第238条の4第7項によりXが期間の定めのない使用許可を受けて店舗を営業していたところ、市長が卸売市場を拡幅する計画に伴い使用許可を撤回したために、Xが当該店舗で営業できなくなることによる損失

（参照条文）地方自治法

第238条の4 1～6 （略）

7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

8, 9 （略）

イ．Xが埋設した石油の導管が、近隣に新たに建築物が建築されたために、石油パイプライン事業法に基づく石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準を定める省令第13条第1号に違反する状態となり、Xが導管の移設工事をしなければならなくなった場合の工事費用

（参照条文）石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準を定める省令

第13条 導管を地下に埋設する場合は、次の各号に掲げるところによらなければならない。

一 導管は、その外面から建築物、地下街、隧道その他の告示で定める工作物に対し告示で定める水平距離を有すること。

二～七 （略）

ウ．Xが自然公園法第20条第3項第1号により建築物の新築許可申請をしたところ、県知事が公園地域の風致・景観を維持する上で重大な支障があるとの理由で不許可処分をしたために、Xが建築物を建築できないことによる損失

（参照条文）自然公園法

第20条 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の風致を維持するため、公園計画に基づいて、その区域（海域を除く。）内に、特別地域を指定することができる。

2 （略）

3 特別地域（特別保護地区を除く。以下この条において同じ。）内においては、次の各号に掲げる行為は、国立公園にあつては環境大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。（中略）

一 工作物を新築し、改築し、又は増築すること。

二～十八 （略）

4～9 （略）

【乙 群】

A. 警察規制による損失であるから。

B. 公用制限による損失であるから。

C. 地域一帯において土地及び土地利用の現状を変更することの公共性が高いところ、こうした現状変更のための規制による損失であるから。

D. 地域一帯において土地及び土地利用の現状を維持することの公共性が高いところ、こうした現状維持のための規制による損失であるから。

E. 土地利用の規制により、利益を受ける者が反面で被ることになる損失であるから。

F. 土地の利用権が、付与された当初から一定の公益上の理由により消滅すべきことが予定されていたところ、このように予定されていた権利の消滅による損失であるから。

（ア、イ、ウの順とする）

1. F - A - D 2. C - F - E 3. B - F - A 4. C - E - D

【第38問】（配点：3）

行政不服審査と行政事件訴訟とは種々の点で異同がある。処分の取消しを求める審査請求と取消訴訟を前提として、次のアからエまでの各記述について、A：審査請求のみに当てはまるもの、B：取消訴訟のみに当てはまるもの、C：双方に当てはまるものに分けた場合、法令及び最高裁判所の判例に照らし、正しい組合せを、後記1から4までの中から選びなさい。（解答欄は、[No.85]）

ア. 処分を取り消すことができるのは処分が違法な場合に限られる。

イ. 原則として、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内にしなければならないが、やむを得ない理由があるとして救済されることがある。

ウ. 処分の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者のみが行えることとされている。

エ. 他の不服申立てを前置しなければ適法に行えない場合がある。

（ア、イ、ウ、エの順とする）

1. C - A - B - B 2. B - A - C - C

3. B - C - B - C 4. B - A - B - C

〔第39問〕（配点：2）

審議会に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、〔No.86〕）

ア. 国家行政組織法第8条の定める合議制の機関は、行政の意思形成過程に学識経験者等の持つ専門知識等を取り入れることを趣旨としていることから、当該機関で審議する政策と利害関係を有する者又はその利益代表者をその構成員として任命することは、同条の趣旨に違反するほか、行政の中立性原則に反し許されない。

（参照条文）国家行政組織法

第8条 第3条の国の行政機関には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、重要事項に関する調査審議、不服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための合議制の機関を置くことができる。

イ. 国家行政組織法第8条は、国の重要な行政施策が法律又は政令に基づく審議会の下で、透明性を保障された手続において審議されるべきであるという趣旨に基づくことから、大臣が私的諮問機関を設置して、重要事項に関する調査審議を当該機関に諮問することは許されない。

ウ. 審議会に関して、限られた範囲の委員からの情報収集にとどまるという批判がみられたことから、政策の企画立案等に関する情報を広く国民から直接に収集する手法として、行政手続法において意見公募手続が整備された。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

〔第40問〕（配点：2）

行政活動は、多様な主体を通じて行われている。次のアからウまでの各記述について、それぞれ①の記載を前提にして、②の記載が正しいものに○を、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、〔No.87〕）

ア. ①国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないものには、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものがある。②このようなものについては、法律の定めるところにより独立行政法人を設立し、その事務を効率的かつ効果的に行わせる場合がある。

イ. ①国が本来果たすべき役割に係るものであって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものについて、法律又はこれに基づく政令において第1号法定受託事務として定め、都道府県、市町村又は特別区に行わせることとする場合がある。②この場合、都道府県等は、国の行政機関として当該事務を行うことになる。

ウ. ①指定確認検査機関が建築基準法に基づく建築確認業務を行う場合のように、法律の定めに基づいて私人（法人を含む。以下同じ。）に行政処分を行わせる場合もある。②この場合、行政主体が当該私人との間で委任契約を締結することになる。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

短答式試験問題集 [民事系科目]

[民事系科目]

〔第1問〕(配点：2)

詐欺又は強迫による意思表示に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものを2個選びなさい。(解答欄は、[No. 1]，[No. 2] 順不同)

1. 強迫が認められるためには、表意者が、畏怖を感じ、完全に意思の自由を失ったといえなければならない。
2. 第三者によって強迫がされた場合において、意思表示の相手方がその事実を知らないときは、表意者は、その意思表示を取り消すことができない。
3. 表意者が相手方による虚偽の説明を信じて意思表示をした場合において、相手方に詐欺の故意がないときは、表意者は、民事上の救済を受けることはない。
4. 表意者が相手方の詐欺により意思表示をして契約が成立した場合、その契約によって生ずる相手方の債務が未履行であっても、表意者は、その意思表示を取り消さない限り、詐欺を理由として自らの債務の履行を拒絶することができない。
5. 買主が売主を欺罔して土地の所有権を譲り受けた場合、売主が詐欺による意思表示の取消しをする前に、詐欺の事実を知らないでその土地について抵当権の設定を受けた者がいるときであっても、売主は、その意思表示を取り消すことができる。

〔第2問〕(配点：2)

隔地者に対する意思表示に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[No. 3])

- ア. 意思表示の効力は、相手方に到達した時に生ずるので、隔地者間の契約が成立するのは、承諾の意思表示が相手方に到達した時である。
 - イ. 制限行為能力者の行為を追認するかどうかの催告に対し、法定代理人が定められた期間内に追認拒絶の通知を発し、期間経過後に到達した場合、追認したものとみなされる。
 - ウ. 判例によれば、Aに対する意思表示が記載された書面がAの事務所兼自宅に発送され、その書面が配達された時にAが買物に出掛けていてたまたま不在であっても、Aと同居している内縁の妻が受領した場合、意思表示の効力は生ずる。
 - エ. 契約の申込みに対し承諾の意思表示を発した後、到達前に承諾者が死亡した場合、相手方が承諾者死亡の事実を知っていれば契約は成立しない。
 - オ. 承諾期間の定めのある契約の申込みであっても、申込みの到達前又は到達と同時であれば撤回することができる。
1. ア ウ 2. ア エ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ オ

〔第3問〕(配点：2)

無権代理に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[No. 4])

- ア. 本人が無権代理人に対して無権代理行為を追認した場合でも、相手方は、その事実を知らなければ取消権を行使することができる。
- イ. 無権代理行為の相手方は、本人に対して相当の期間を定めて、その期間内に追認するか否かを催告することができ、本人がその期間内に確答をしないときは、追認したものとみなされる。
- ウ. 無権代理行為の相手方は、表見代理の主張をしないで、無権代理人に対し履行又は損害賠償の請求をすることができるが、これに対し無権代理人は、表見代理の成立を主張してその責任を免れることができる。

エ. 無権代理人が本人を代理して第三者の貸金債務につき本人名義で連帯保証契約を締結した後、本人が追認も追認拒絶もしないまま死亡し、無権代理人が他の者と共に本人を相続した場合、他の共同相続人全員の追認がなくても、無権代理人が本人から相続により承継した部分について、無権代理行為は有効となる。

オ. 無権代理人が本人所有の土地に抵当権を設定したため、本人が抵当権設定登記の抹消登記請求訴訟を提起した後死亡し、無権代理人が本人を相続したとしても、無権代理行為は、有効とされない。

1. ア エ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ オ 5. ウ エ

〔第4問〕（配点：2）

代理人の権限に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、〔No.5〕）

ア. 成年後見人は、成年被後見人の意思を尊重しなければならないが、成年被後見人の財産に関する法律行為を代理するに当たって、成年被後見人の意思に反した場合であっても、無権代理とはならない。

イ. 父母が共同して親権を行う場合、父母の一方が、共同の名義で子に代わって法律行為をしたとしても、その行為が他の一方の意思に反していることをその行為の相手方が知っているときは、他の一方は、その行為の効力が生じないことを主張することができる。

ウ. 委任による代理人が、やむを得ない事由があるため復代理人を選任した場合には、復代理人はあくまで代理人との法律関係しか有しないので、復代理人の行為が本人のための代理行為となることはない。

エ. 判例によれば、親権者が子の財産を第三者に売却する行為を代理するに当たって、親権者がその子に損害を及ぼし、第三者の利益を図る目的を有していたときは、その子の利益に反する行為であるから、無権代理となる。

オ. 委任による代理人は、未成年者でもよいが、未成年者のした代理行為は、その法定代理人が取り消すことができる。

1. ア イ 2. ア エ 3. イ オ 4. ウ エ 5. ウ オ

〔第5問〕（配点：2）

取消しに関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものを2個選びなさい。（解答欄は、〔No.6〕,〔No.7〕 順不同）

1. 未成年者がその法定代理人の同意を得ないで行った法律行為を取り消す場合において、行為の相手方が確定しているときは、その取消しは、相手方に対する意思表示によって行う。

2. 契約により相手方以外の第三者に対してある給付をすることを約した者が、相手方の詐欺を理由にこれを取り消す場合において、既に第三者が受益の意思表示をしていたときは、その取消しは、その第三者に対する意思表示によって行う。

3. 詐害行為の取消しは、債権者の請求に基づき、裁判所が行う。

4. 婚姻適齢の規定に違反した婚姻の取消しは、各当事者、その親族又は検察官の請求に基づき、家庭裁判所が行う。

5. 負担付遺贈を受けた者がその負担した義務を履行せず、相続人が相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がない場合には、その負担付遺贈に係る遺言の取消しは、受遺者に対する意思表示によって行う。

【第6問】（配点：2）

時効の援用に関する次の1から5までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを2個選びなさい。（解答欄は，【No.8】，【No.9】順不同）

1. 被相続人の占有により取得時効が完成した場合において、その共同相続人の一人は、自己の相続分の限度においてのみ、取得時効を援用することができる。
2. 抵当不動産の第三取得者は、当該抵当権の被担保債権について、その消滅時効を援用することができる。
3. 詐害行為の受益者は、詐害行為取消権を行使する債権者の債権について、その消滅時効を援用することができない。
4. 後順位抵当権者は、先順位抵当権の被担保債権について、その消滅時効を援用することができる。
5. 金銭債権の債権者は、債務者が無資力のときは、他の債権者が当該債務者に対して有する債権について、その消滅時効を、債権者代位権に基づいて援用することができる。

【第7問】（配点：3）

不動産をめぐる登記に関する権利主張について、次の1から5までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものはどれか。（解答欄は，【No.10】）

1. Aは、Bから袋地（他人の土地に囲まれて公道に通じない土地）を購入したが、当該袋地についての所有権移転登記を経ないうちは、^{によう} 囲繞地（袋地を囲んでいる土地）を所有しているCに対し、公道に至るため、その^{によう} 囲繞地の通行権を主張することができない。
2. Aは、占有権原なく土地に建物を建築して自己名義で所有権保存登記をした後、これをBに売り渡したが、所有権移転登記がされる前に、土地所有者であるCから建物収去土地明渡の請求を受けた。その場合において、Aは、Bに所有権移転登記をしていない以上は、その請求を拒むことができない。
3. Aが平穏かつ公然と所有の意思をもってB所有の不動産の占有を開始してから5年が経過した時点で、Bがその不動産をCに譲渡してその旨の所有権移転登記がされた場合、Aは、その後もその不動産について占有を続けて当初の占有の開始時から22年が経過したときでも、所有権移転登記を有しているCに対して、当該不動産について時効取得をしたことを主張することができない。
4. AがBに不動産を譲渡したが、所有権移転登記をしないままに死亡して唯一の相続人であるCが相続した場合において、Bは、Cに対し、所有権移転登記をしていない以上は、所有権を主張することができない。
5. A所有の土地について、その妻B及び子Cが相続を原因として所有権移転登記をしていたが、遺産分割によりBが単独で所有するとの遺産分割協議が成立した後、子Cが不動産登記簿上、自己名義の所有権移転登記があることを奇貨として、遺産分割前の法定相続分をDに売却した場合において、遺産分割が相続時に遡って効力を生じるから、Bは、遺産分割によって取得した持分について登記なくしてDに主張することができる。

【第8問】(配点：2)

Aが所有する不動産について物権変動があった場合に関する次の1から5までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものはどれか。(解答欄は、[No.11])

1. Aがその不動産についてBのために抵当権を設定し、その後AがCに同一不動産を譲渡した場合、Bは、その抵当権設定の登記がなければその抵当権の取得をCに対抗することができない。
2. Aがその不動産をBに譲渡し、その後AがCに同一不動産について地上権を設定した上でそれに基づいて引渡しをした場合において、Bへの所有権移転の登記もCの地上権設定の登記もないときは、Bは、Cに対して所有権に基づいて当該不動産の引渡しを請求することができない。
3. Aがその土地をBに賃貸し、Bがその土地に建物を建築して所有権保存登記をした後、AがCに当該土地を譲渡した場合において、当該土地に関する所有権移転登記を受けたCは、Bに対して当該土地の賃料の請求をすることができる。
4. Aは、Bと通じて、Aの不動産について有効な売買契約が存在しないにもかかわらず売買を原因とする所有権移転登記をBに対して行い、その後、この事情について善意無過失であるCに対してBが同一不動産を譲渡したが、B C間の所有権移転登記はされていない。この場合において、さらにその後、AがDに同一不動産を譲渡したときは、Cは、所有権の取得をDに対抗することができる。
5. Aがその不動産をBに譲渡し、その後AがCに同一不動産を譲渡し、さらにCが同一不動産を転得者Dに譲渡し、A C間及びC D間の所有権移転登記が行われた場合において、CがBとの関係で背信的悪意者に当たるが、D自身がBとの関係で背信的悪意者と評価されないときは、Dは、所有権の取得をBに対抗することができる。

【第9問】(配点：2)

動産の即時取得に関する次の1から5までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを2個選びなさい。(解答欄は、[No.12]、[No.13] 順不同)

1. 即時取得の規定は、取引の相手方を保護する制度であるが、道路運送車両法による登録を受けている自動車については、その登録が抹消されない限り即時取得の規定の適用はない。
2. 即時取得の規定は、他人の動産を占有していた被相続人の財産を相続により承継する場合には、適用がない。
3. 意思無能力者である取引の相手方からその所有する動産を譲り受けた者も、相手方が意思無能力者であることについて善意無過失であれば、即時取得により当該動産についての所有権を取得する。
4. 売買の目的物である動産について占有改定の方法により当該動産の占有を取得した買主は、売主が無権利者であったとしても、売主が無権利者であることについて善意無過失であれば、即時取得により当該動産についての所有権を取得する。
5. 動産が盗品であることについて善意無過失で競売により取得してこれを占有している者は、被害者から当該盗品の返還請求を受けたとしても、競売代金相当額の支払を被害者から受けるまでは盗品の引渡しを拒むことができ、当該盗品の使用利益相当額を被害者に支払う必要もない。

【第10問】（配点：2）

占有に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものを2個選びなさい。（解答欄は、[No.14]、[No.15] 順不同）

1. 所有者のない動産を所有の意思をもって占有することによって、その占有者は、その動産の所有権を取得する。
2. 占有者が物の占有を奪われたときは、奪われる前のその占有が所有の意思をもってする場合であっても所有の意思をもってする場合でなくても、占有回収の訴えによりその物の返還を請求することができる。
3. 占有者は、善意で、平穩に、かつ、公然と占有するものと推定されるが、所有の意思は推定されない。
4. 権原の性質上占有者に所有の意思がないものとされる場合において、占有者が新たな権原により更に所有の意思をもって占有を始めたときは、その占有の性質は、所有の意思をもってする占有に変更される。
5. 所有の意思をもって物を占有していた被相続人から相続人が相続により占有を承継した場合、被相続人が所有の意思をもって占有していたことをその相続人が知った時に、その相続人の占有は、所有の意思のある占有となる。

【第11問】（配点：2）

費用の償還に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.16]）

- ア. 占有者が占有物から生ずる果実を取得したときは、通常必要費は、占有者の負担に帰する。
- イ. 留置権者は、留置物について必要費を支出したときは、所有者に対し、その償還を請求することができる。
- ウ. 受任者は、委任事務を処理するのに必要と認められる費用を支出したときは、委任者に対し、委任が終了した日以後に、その費用の償還を請求することができる。
- エ. 受寄者は、受寄物を保管するのに必要と認められる債務を負担したときは、寄託者に対し、自己に代わってその弁済をすることを請求することができ、その債務が弁済期にないときは、寄託者に対し、相当の担保を供させることができる。
- オ. 事務管理における管理者が本人の意思に反して事務管理をした場合であっても、管理者は、本人のために有益な費用を出したときは、本人に対し、その全額の償還を請求することができる。
1. ア ウ 2. ア エ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ オ

【第12問】（配点：2）

民法上の留置権と同時履行の抗弁権に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.17]）

- ア. 留置権によって拒絶できる給付の内容は、物の引渡しであるが、同時履行の抗弁権によって拒絶することができる給付の内容は、物の引渡しに限られない。
- イ. 特定動産の売買契約の売主が目的物の占有を失った場合には、買主からの当該目的物の引渡請求に対し、もはや留置権を行使することはできないが、代金支払との同時履行を主張することはできる。
- ウ. 留置権を行使されている者は、相当の担保を供してその消滅を請求することができるが、同時履行の抗弁権を行使されている者は、相当の担保を供してその消滅を請求することができない。

エ. 物の引渡しを請求する訴訟において被告の同時履行の抗弁が認められた場合は、被告に対して、原告の負う債務の履行との引換給付判決がされることになるが、被告の留置権の抗弁が認められた場合は、請求棄却の判決がされる。

オ. 双務契約の当事者の一方が、相手方に対して同時履行の抗弁権を行使することができるときでも、その相手方の債権について債権者代位権を行使する者に対しては、同時履行の抗弁権を行使することができない。

1. ア イ 2. ア エ 3. イ ウ 4. ウ オ 5. エ オ

【第13問】（配点：2）

指名債権を目的とする質権に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.18]）

ア. 指名債権を質権の目的とする場合において、その債権に証書があるときは、証書を交付しなければ質権設定の効力は生じない。

イ. 指名債権である甲債権の質権者は、被担保債権の弁済期が到来するとともに、質権の目的である甲債権の弁済期が到来したときは、甲債権を直接に取り立てることができる。

ウ. 譲渡禁止特約のある指名債権を質権の目的とする場合には、その特約につき質権者が悪意であっても、質権設定の効力は妨げられない。

エ. 債権者が個人である指名債権を質権の目的とした場合において、その質権設定を質権の目的である債権の債務者以外の第三者に対抗するには、確定日付のある証書による通知又は承諾が必要である。

オ. 質権の目的とされた指名債権の債務者が、質権設定につき異議をとどめないで承諾をしたときは、その債務者は、債権者に対抗することができた事由があっても、これを質権者に対抗することができない。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ ウ 4. イ オ 5. エ オ

【第14問】（配点：2）

物上代位に関する次の1から5までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを2個選びなさい。（解答欄は、[No.19]，[No.20] 順不同）

1. 動産売買の先取特権者は、一般債権者が物上代位権行使の目的となる債権を差し押さえた後は、自らその目的債権を差し押さえて物上代位権を行使することができない。

2. 動産売買の先取特権者は、物上代位権行使の目的となる債権が譲渡され、第三者に対する対抗要件が備えられた後であっても、自らその目的債権を差し押さえて物上代位権を行使することができる。

3. 動産売買の先取特権者は、買主が目的動産を用いて施工した請負工事の請負代金債権に対しては、原則として物上代位権を行使することができないが、請負代金全体に占める当該動産の価値の割合や請負契約における請負人の債務の内容等に照らし、請負代金債権の全部又は一部を動産の転売による代金債権と同視するに足りる特段の事情がある場合には、物上代位権を行使することができる。

4. 抵当権者は、一般債権者が物上代位権行使の目的となる債権を差し押さえて転付命令が第三債務者に送達された後であっても、自らその目的債権を差し押さえて物上代位権を行使することができる。

5. 抵当権者は、物上代位権行使の目的となる債権が譲渡され、第三者に対する対抗要件が備えられた後であっても、自らその目的債権を差し押さえて物上代位権を行使することができる。

【第15問】（配点：2）

Aが所有する土地について、Bを抵当権者とする抵当権が設定され、その登記がされていた場合に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.21]）

- ア． Bが抵当権を実行しCが買受人としてこの土地の所有権を取得した場合、CはAに対してこの土地について所有権に基づいて引渡しを請求することができる。
- イ． Bのために抵当権設定登記がされた後、抵当権の実行の前に、AがDとの間でこの土地の賃貸借契約を締結しその賃借権が登記された場合において、その後Bが抵当権を実行しCが買受人としてこの土地の所有権を取得したとき、Dは、Cからのこの土地についての所有権に基づく引渡しの請求に対して、賃貸借契約を理由にして拒むことができる。
- ウ． Bが抵当権を実行する前に、AがEとの間でこの土地の賃貸借契約を締結した場合において、その後抵当権の被担保債権について不履行があったとき、抵当権の効力は、Aが賃貸借契約に基づいてEに対して有する賃料債権で被担保債権について不履行があった後に生じたものに及ぶ。
- エ． Bが抵当権を実行する前に、AがFとの間でこの土地の売買契約を締結した場合において、A F間の売買契約で定めた代価を、FがBの請求に応じてBに支払ったとき、抵当権はFのために消滅する。
- オ． Bのために抵当権設定登記がされた後、抵当権の実行の前に、Aがこの土地の上に建物を築造した場合において、Bが土地と共にこの建物を競売したとき、Bは抵当権に基づく優先権を土地及び建物の代価について行使することができる。

1. ア イ 2. ア エ 3. イ オ 4. ウ エ 5. ウ オ

【第16問】（配点：2）

不動産の譲渡担保に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.22]）

- ア． 債務者である土地の賃借人が、借地上に所有している建物を譲渡担保の目的物とした場合において、譲渡担保権の効力は、土地の賃借権に及ぶので、譲渡担保権者が担保権を実行し、これにより第三者がその建物の所有権を取得したときは、これに伴い土地の賃借権も第三者に譲渡される。
- イ． 譲渡担保権の設定者は、被担保債権が弁済期を経過した後においては、譲渡担保の目的物についての受戻権を放棄し、譲渡担保権者に対し、譲渡担保の目的物の評価額から被担保債権の額を控除した金額の清算金を請求することができる。
- ウ． 譲渡担保権によって担保されるべき債権の範囲は、強行法規や公序良俗に反しない限り、設定契約の当事者間において元本、利息及び遅延損害金について自由に定めることができ、抵当権の場合におけるような制限はない。
- エ． 債務者が債務の履行を遅滞したときは、帰属清算型の譲渡担保であっても、譲渡担保権者は、目的不動産を処分する権限を取得する。
- オ． 被担保債権の弁済期が到来し、債務者が被担保債権を弁済した後に、譲渡担保権者が目的不動産を第三者に売却した場合には、当該第三者は、被担保債権が弁済されていることについて知らないで、かつ、知らないことに過失がないときに限り、目的不動産の所有権を取得する。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ オ

【第17問】（配点：2）

債務不履行に関する次の1から5までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものはどれか。（解答欄は、[No.23]）

1. 金銭債務者が、不可抗力により、支払期日に支払をすることができなかつたときは、当該金銭債務者は、履行遅滞の責任を負わない。
2. 建物の転貸借において、転借人の失火によって当該建物が焼失した場合、転貸借について賃貸人の承諾があれば、転貸人は、賃貸人に対する損害賠償義務を負わない。
3. 生命保険契約を締結していた被保険者が、医師の過失による医療事故によって死亡し、被保険者の相続人が当該生命保険契約により死亡保険金の給付を受けた場合において、その相続人が医師に対して債務不履行を理由に損害賠償を請求したときは、賠償されるべき損害額から当該保険金額が控除される。
4. 特注品の椅子の製造を請け負った請負人が、目的物を完成させて注文者に届けた場合には、注文者がこれを受領しないときでも、請負人は、特段の事由がない限り当該請負契約を解除することができない。
5. 不動産の売買における売主の債務不履行において、特別の事情によって生じる損害については、債務者は、その債務の成立時に当該特別の事情を予見し、又は予見することができた場合に限り、賠償責任を負う。

【第18問】（配点：2）

詐害行為取消権に関する次の1から5までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを2個選びなさい。（解答欄は、[No.24]、[No.25] 順不同）

1. 不動産の譲渡が詐害行為取消権を主張する債権者の債権成立前にされている場合には、債権成立後に所有権移転登記がされても、当該不動産の譲渡行為及び所有権移転登記は、いずれも詐害行為とはならない。
2. 相続人の債権者は、相続人が無資力であるにもかかわらず相続放棄をした場合には、詐害行為取消権を行使することができる。
3. 受益者が債権者を害すべき事実を知らない場合には、転得者がこれを知っていたとしても、債権者は、転得者に対し詐害行為取消権を行使することはできない。
4. 詐害行為取消権を行使するためには、受益者又は転得者を相手方として訴えを提起すれば足り、債務者を相手方とする必要はない。
5. 不動産の譲渡行為が詐害行為となる場合、詐害行為取消権を行使する債権者は、当該譲渡行為に基づき所有権移転登記を受けた譲受人に対して、直接自己に対する所有権移転登記を求めることができる。

【第19問】（配点：2）

多数当事者の債権関係に関する次の1から5までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものはどれか。（解答欄は，[No.26]）

1. 保証人は、主たる債務者がその有する債権をもって相殺するまでは、債権者に対して相殺を対抗することができない。
2. 連帯債務者の一人が債権者の地位を単独で相続した場合、他の連帯債務者は、依然として連帯債務を負担する。
3. 期限の定めのない貸金債権を共同相続した相続人の一人が、債務者に対して全額の弁済請求をした場合には、債務者は、共同相続人全員に対して履行遅滞の責任を負う。
4. 未成年者が負っている貸金債務を連帯保証した保証人は、債権者との連帯保証契約の時に未成年者であることを知らなかった場合であっても、未成年者のした貸金契約を保証人としての資格で取り消すことはできない。
5. 二人が貸金業者から連帯して100万円を借り入れた後、当該連帯債務者のうちの一人が成年被後見人であることを理由に当該契約を取り消した場合、他の連帯債務者は、成年被後見人の負担部分の債務を免れる。

【第20問】（配点：2）

債権譲渡に関する次の1から4までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものはどれか。（解答欄は，[No.27]）

1. 指名債権譲渡の予約につき確定日付のある証書により債務者に対して通知がされていれば、その予約が完結された時に、譲受人は、債権譲渡の効力を第三者に対抗することができることになる。
2. 指名債権が二重に譲渡され、各譲渡についての確定日付のある証書による通知が同時に債務者に到達したときは、各譲受人は、債務者に対し、それぞれ譲受債権全額の弁済を請求することができる。
3. 譲渡禁止の特約の存在を知りながら債権を譲り受けた者から、更に当該債権を譲り受けた転得者については、この者が譲渡禁止の特約の存在を知らない場合でも、債務者は、譲渡禁止の特約を対抗することができる。
4. 指名債権の譲受人が、債権者代位権により、譲渡人に代位して債務者に債権譲渡の通知をした場合、その通知は有効である。

【第21問】（配点：2）

弁済に関する次の1から4までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものはどれか。（解答欄は，[No.28]）

1. 弁済者が履行期に弁済の目的物を提供して受取証書の交付を請求したにもかかわらず、弁済受領者がこれに応じないときは、弁済者は、目的物の引渡しをしなくても、遅滞の責めを負わない。
2. 債権者が債務の弁済として、債務者からその所有に属しない物の交付を受けた場合には、その弁済が有効となることはない。
3. 債権の準占有者に対する弁済は、弁済者が善意であり、かつ、重過失がなかった場合には、有効となる。
4. 受取証書の持参人は、その者の権限についての弁済者の主観的事情にかかわらず、弁済を受領する権限があるものとみなされる。

【第22問】（配点：3）

弁済による代位に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.29]）

- ア. 保証人が債権者に弁済をする前に債務者所有の抵当不動産が第三者に譲渡された場合には、保証人は、その後に弁済をしても、その第三者に対して債権者に代位することはできない。
- イ. 900万円の主たる債務について二人の連帯保証人がおり、そのうちの一人が物上保証人を兼ねている場合、連帯保証債務のみを負担している者が全額弁済をすると、この者が法定代位する債権額は600万円である。
- ウ. 1000万円の主たる債務に対する連帯保証人と物上保証人が一人ずついたところ、連帯保証人が債権者に弁済をする前に、物上保証の目的不動産が三人の共同相続人により相続され共有となった場合、その後連帯保証人が全額弁済をすると、この者が法定代位する債権額の合計は750万円である。
- エ. 債務者が所有する不動産と物上保証人が所有する不動産に共同抵当権が設定された場合において、後者の不動産が競売されて債権者が被担保債権の一部の満足を受けたときは、物上保証人は、一部代位者として債権者と共に前者の不動産に設定された抵当権を実行することができるが、競落代金の配当においては債権者に劣後する。
- オ. 保証人が債権者に弁済をした場合、債務者との間であらかじめ求償権につき法定利率を超える利率による遅延損害金を支払う特約をしていたとしても、当該債務者の物上保証人との関係においては、保証人が取得した求償権についての遅延損害金は、法定利率の範囲に限定される。

1. ア イ 2. ア ウ 3. イ オ 4. ウ エ 5. エ オ

【第23問】（配点：2）

相殺に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.30]）

- ア. 消滅時効期間の経過した債権が、その期間経過以前に債務者の有する反対債権と相殺適法にあった場合には、消滅時効期間の経過した債権を有する債権者は、債務者による消滅時効の援用の前後を問わず、相殺をすることができる。
- イ. 債務者が受働債権の譲受人に対し相殺をもって対抗することができる場合には、その相殺の意思表示は、受働債権の譲渡人にすれば足りる。
- ウ. 不法行為に基づく損害賠償債権を自働債権とし、不法行為に基づく損害賠償債権以外の債権を受働債権とする相殺は、許される。
- エ. 請負人の注文者に対する請負代金債権と、注文者の請負人に対する目的物の瑕疵修補に代わる損害賠償請求権は、同時履行の関係にあるため、注文者及び請負人は、原則として共に相殺することができないが、双方の債権額が等しい場合には例外として相殺をすることができる。
- オ. 有価証券に表章された金銭債権の債務者は、その債権者に対して有する弁済期にある自己の金銭債権を自働債権とし、有価証券に表章された金銭債権を受働債権として相殺する場合であっても、有価証券の占有を取得する必要はない。

1. ア イ 2. ア ウ 3. イ エ 4. ウ オ 5. エ オ

【第24問】（配点：2）

危険負担に関する次の1から4までの各記述のうち、正しいものはどれか。（解答欄は，【No.31】）

1. Aは，Bから「自分の肖像画を描いてほしい。完成した肖像画と引換えに報酬100万円を払う。」と頼まれて請け負い，その後，Bの肖像画を完成させ，A宅に保管していたところ，引渡期日前に，この肖像画は隣人の失火によって焼失した。この場合，Bは，Aに対して，報酬100万円を支払わなければならない。
2. Aは，Bに対して，A所有の中古住宅を代金3000万円で売却し，Bへの所有権移転登記と同時に代金全額を受け取るという約束でBにこの住宅を引き渡したが，Bに引き渡した2日後に，この住宅は隣人の失火によって全焼した。この場合，Bは，Aに対して，代金3000万円を支払わなければならない。
3. Aは，Bとの間で，「Bが大学を卒業した際には，Aは，A所有の特定の自動車を10万円でBに売り渡す。」という契約をしたが，A宅敷地内の車庫に保管されていたこの自動車は，隣人の失火によって焼失し，その後，Bは，大学を卒業した。この場合，Bは，Aに対して，代金10万円を支払わなければならない。
4. Aは，Bとの間で，「Bが大学を卒業した際には，Aは，A所有の特定の自動車を10万円でBに売り渡す。」という契約をしたが，Aの失火によってこの自動車は焼失し，その後，Bは，大学を卒業した。この場合，Bは，この売買契約を解除することはできない。

【第25問】（配点：2）

不動産の売買契約における売主の瑕疵担保責任に関する次のアからオまでの各記述のうち，正しいものを組み合わせたものは，後記1から5までのうちどれか。（解答欄は，【No.32】）

- ア. 売買の目的物に瑕疵があった場合，買主が瑕疵があることを知らずに目的物を買った以上，隠れた瑕疵といえる。
- イ. 売買の目的物に隠れた瑕疵があった場合，その瑕疵の存在により契約をした目的を達することができないときは，買主は，契約を解除することができる。
- ウ. 売買の目的物に隠れた瑕疵があり，買主がそのことを理由に契約を解除することができる場合，買主は，契約を解除するとともに，売主に対して損害賠償を請求することもできる。
- エ. 買主が売主に対して瑕疵担保責任に基づいて契約の解除又は損害賠償を請求する場合，買主は売買契約が成立した時から1年以内にこれをしなければならない。
- オ. 中古の建物について強制競売が行われた場合，その建物の買受人は，その建物の元の所有者に対し，その建物に隠れた瑕疵があることを理由として損害賠償を請求することができる。
1. ア エ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ オ 5. ウ エ

【第26問】（配点：2）

売買に関する次の1から4までの各記述のうち，判例の趣旨に照らし正しいものはどれか。（解答欄は，【No.33】）

1. 売買代金額が，契約の際に表示された目的物である土地の面積を基礎に決められたにもかかわらず実際にはその面積が不足していた場合，売主は，その面積の表示が契約の目的を達成する上で特段の意味を有しなくても，その土地が表示どおりの面積を有したとすれば買主が得たであろう利益について損害賠償の責めを負う。
2. 他人の土地を買主に移転するという債務が売主の責めに帰すべき事由により履行不能となった場合，目的物である土地を売主が所有していないことを知って売買契約を締結した買主は，売主に対して損害賠償を請求することができる。
3. 買った土地の一部が売主以外の者の所有する土地であり，契約締結時に買主がその事実を知っていた場合において，売主がこれを買主に移転することができないときは，買主は，売主に

対して、その不足する部分の割合に応じて代金の減額を請求することはできない。

4. 売買の目的物である土地の実際に有する数量を確保するため、売主が一定の面積を契約において表示し、かつ、この面積を基礎として代金が定められた売買において、実際の面積が超過する場合、売主は、契約締結時にその超過の事実を知らなかったときは、買主に対する意思表示により、超過した部分の割合に応じて代金の増額を請求することができる。

【第27問】（配点：2）

Aを貸主、Bを借主とするA所有の甲建物の使用貸借契約に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、【No.34】）

- ア. 甲建物に瑕疵があり、Aがそれを知らなかったことについて過失がある場合には、Aは、担保責任を負う。
- イ. 甲建物内の蛍光灯が切れたので、Bが新しいものに交換した場合、Bは、Aに対して蛍光灯の代金を請求することができる。
- ウ. 甲建物についてBが有益費を支出し、使用貸借契約の終了時に、Bがその支出した金額の支払をAに対して求めた場合、Aは、Bが支出した金額ではなく、Bが有益費を支出したことによる甲建物の増価額をBに支払うことができる。
- エ. AB間の使用貸借契約が、返還の時期は定めていないが、Bが他の適当な建物に移るまでのしばらくの間、Bが住居として使用することを目的としていた場合において、Bが現実に適当な建物を見つけることができなくても、それに必要な期間を経過したときは、Aは、使用貸借契約の解約をすることができる。
- オ. AB間の使用貸借契約は、Aの死亡によってその効力を失う。
1. ア ウ 2. ア オ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ エ

【第28問】（配点：2）

第三者の権利又は法的地位に関する次の1から4までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものはどれか。（解答欄は、【No.35】）

1. 譲渡禁止の特約のある債権がその特約につき悪意の者に譲渡され、当該債権の債務者がそれを承諾した場合には、その債権譲渡は遡って有効となるが、その承諾前に譲渡人の債権者である第三者が当該債権を差し押さえていたときは、その第三者の権利を害することができない。
2. AがBに不動産を売却し、さらにBがCに当該不動産を売却した後、AB間の売買契約をAが解除した場合において、Cが保護されるためには、Cは、自己の権利の取得について登記を備えていることを要する。
3. 借地上の建物の賃借人は、その敷地の地代の弁済について法律上の利害関係を有するとはいえないので、借地人の意思に反して、第三者として地代を弁済することはできない。
4. 代理人が本人を売主として権限外の売買契約を締結した場合において、その相手方について権限外の行為の表見代理の要件が充足されているときは、本人は、その相手方からの転得者に対して、当該行為の効果が本人に帰属しないことを主張することができない。

【第29問】（配点：2）

不当利得に関する次の1から4までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものはどれか。（解答欄は、[No.36]）

1. AがBからだまし取った金銭で自己の債権者Cに弁済した場合、Cがこの事実を知らなかったことにつき重大な過失があったとしても、Cが受けた弁済による利益は、Bとの関係で不当利得にはならない。
2. Aは、Bに対して債務を負っており、その弁済期前であることを知りながらその債務を全額弁済した場合、Bがそれを弁済期までの間に運用して利益を得ていたときは、その利益は、Aとの関係で不当利得となる。
3. 大麻の密売人Aは、Bに対し、Aが売るための大麻をAの所有する土地でBに栽培させるために、その土地を書面によってBに贈与し、Bに引き渡したが、登記名義はAのままであった。その後、Aが大麻を売のをやめ、Bに対して当該土地の引渡請求をした場合には、Aの請求は認められる。
4. 不法な原因のために、書面によって土地を贈与し、これを受贈者に引き渡した場合において、当事者間で当該贈与契約を解除して当該土地を贈与者に返還する旨の合意をしたときは、この合意は、無効である。

【第30問】（配点：2）

不法行為による損害賠償請求権に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.37]）

- ア. 胎児の父が他人の不法行為によって死亡した場合、胎児の母は、子の出生前であっても、その代理人として子の固有の慰謝料請求権を行使することができる。
- イ. 不法行為による生命侵害の場合、被害者が加害者に対して取得した慰謝料請求権は、被害者の相続人に相続される。
- ウ. 不法行為により身体に被害を受けた者の近親者がその固有の慰謝料を請求することができるのは、被害者がその不法行為によって死亡した場合に限られる。
- エ. 不法行為による身体傷害の場合、被害者に責任能力が備わっていないときは、その過失を考慮して損害賠償の額を決めることができない。
- オ. 名誉毀損による慰謝料請求権は、被害者がその請求権を行使する意思を表示した後であっても、具体的な金額が当事者間において客観的に確定する前は、被害者の債権者による代位行使の対象とはならない。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ オ

【第31問】（配点：2）

婚姻又は内縁の解消に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.38]）

- ア. 協議上の離婚は戸籍法の定めるところにより届け出ることによって効力を生じ、判決による離婚は離婚請求を認容する判決が確定した時に効力を生ずる。
- イ. 裁判所は、離婚の訴えに係る請求を認容する判決において、婚姻により氏を改めた当事者の称すべき氏を定めなければならない。
- ウ. 婚姻が離婚により終了したときは、姻族関係は当然に終了し、婚姻が夫婦の一方の死亡により終了したときは、姻族関係は、生存配偶者が戸籍法の定める届出により姻族関係終了の意思を表示した時に終了する。
- エ. 判例によれば、内縁の夫婦関係がその一方により正当の理由なく破棄されたため他の一方が精神的損害を被った場合には、当該他の一方は、不法行為を理由として慰謝料の支払を請求す

ることができる。

オ. 判例によれば、内縁の夫婦の一方が死亡したときは、他の一方は、財産分与に関する民法の規定の類推適用により、遺産について財産分与を請求することができる。

1. ア イ 2. ア エ 3. イ オ 4. ウ エ 5. ウ オ

〔第32問〕（配点：2）

親子関係に関する次の1から5までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを2個選びなさい。（解答欄は、〔No.39〕,〔No.40〕 順不同）

1. 離婚による婚姻解消後300日以内に出生した子であっても、母とその夫とが離婚に先立ち長期間事実上の離婚をして別居し、全く交渉を絶って、夫婦の実態が失われていた場合には、夫の子と推定されない。
2. 未成年者である父がその子を認知したときは、当該父の法定代理人がこれを取り消すことができる。
3. 母とその嫡出でない子との間の親子関係は、母が認知をしたときに認知の時から発生する。
4. 認知の届出がない場合であっても、父の生前における認知の意思が客観的に明らかであるときは、父が死亡した時に認知の効力が生ずる。
5. 認知の判決が正当な当事者間で確定している以上、当該判決は第三者に対しても効力を有するから、これに対して再審の手続で争うのは別として、もはや第三者も反対の事実を主張して認知の無効の訴えを提起することはできない。

〔第33問〕（配点：2）

後見に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものを2個選びなさい。（解答欄は、〔No.41〕,〔No.42〕 順不同）

1. 未成年後見及び成年後見は、いずれも、家庭裁判所が後見開始の審判をしたときに開始される。
2. 法人は、成年後見人となることができない。
3. 未成年後見人は、自己のためにするのと同じの注意をもって、後見の事務を行わなければならない。
4. 成年後見人が欠けたときは、家庭裁判所は、成年被後見人若しくはその親族その他の利害関係人の請求により又は職権で、成年後見人を選任する。
5. 未成年者は、後見人となることができない。

【第34問】（配点：2）

遺産分割に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.43]）

- ア. 被相続人は、遺言で、遺産の分割の方法を定めることを第三者に委託することができる。
- イ. 判例によれば、共同相続が生じたとき、相続財産を構成する金銭は、相続開始と同時に各自の相続分に従い当然に分割され、遺産分割の対象とならない。
- ウ. 共同相続人間における遺産分割の審判が確定した後に、被相続人を父とする認知の判決が確定し被認知者が相続人となった場合、遺産分割の審判はその効力を失う。
- エ. 共同相続が生じたとき、各相続人は、他の相続人全員を被告として遺産分割の訴えを提起することができる。
- オ. 相続の放棄をした者は、その放棄によって相続人となった者が相続財産の管理を始めることができるまで、自己の財産におけるのと同一の注意をもって、その財産の管理を継続しなければならない。

1. ア イ 2. ア オ 3. イ エ 4. ウ エ 5. ウ オ

【第35問】（配点：2）

普通の方式による遺言に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.44]）

- ア. 公正証書遺言及び秘密証書遺言は、公証人がその作成に関与する。
- イ. 署名することができない者は、公正証書遺言及び秘密証書遺言により遺言をすることができる。
- ウ. 公正証書遺言を撤回する遺言は、自筆証書遺言でもすることができる。
- エ. 秘密証書遺言は、その方式に欠けるところがあっても、自筆証書遺言の方式を具備するとき、自筆証書遺言として効力を有する。
- オ. 自筆証書遺言をするには、遺言者が証書の全文、日付及び氏名を自書し、押印した上で、証書を封じ、封印しなければならない。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ オ

【第36問】（配点：2）

遺留分に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものを2個選びなさい。（解答欄は、[No.45]，[No.46] 順不同）

- 1. 被相続人の兄弟姉妹は、被相続人の相続において遺留分を有しない。
- 2. 相続の開始前に家庭裁判所の許可を受けて遺留分を放棄した者は、これにより相続人としての地位を失わない。
- 3. 数個の贈与が遺留分減殺の対象となるとき、被相続人の別段の意思表示がなければ、贈与の目的物の価格の割合に応じて減殺すべき額を割り付け、各々の贈与を減殺する。
- 4. 遺留分減殺請求権は裁判外の意思表示で行使することができる。
- 5. 遺留分減殺の対象となる贈与は、相続人に対してされたものでなければならない。

【第37問】（配点：2）

取締役会設置会社（委員会設置会社を除く。）における支配人に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.47]）

ア．支配人は、取締役会の決定によって選任する。

イ．支配人の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までである。

ウ．支配人は、会社の許可を受けなくても、他の会社の取締役となることができる。

エ．支配人が自己の利益を図る意図で会社の事業に関する行為をした場合でも、相手方がその意図を知っているときは、その会社は、その行為について責任を負わない。

オ．支配人は、会社の他の使用人を選任することができない。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ ウ 4. イ オ 5. エ オ

【第38問】（配点：2）

株式会社の発起設立に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.48]）

ア．設立時取締役は、発起人であることを要しない。

イ．発起人が2名以上ある場合、そのうちの発起人1名が設立時発行株式の全てを引き受け、他の発起人は、設立時発行株式を引き受けないことができる。

ウ．定款で設立時取締役として定められた者は、その定款について公証人の認証を受けた時に、設立時取締役に選任されたものとみなされる。

エ．設立時取締役は、その選任後遅滞なく、設立の手續が法令又は定款に違反していないことを調査しなければならない。

オ．株式会社が発起人となってその事業の全部を現物出資する場合には、現物出資をする会社において株主総会の特別決議を経なければならない。

1. ア エ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ エ 5. ウ オ

【第39問】（配点：2）

取得請求権付株式に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものはどれか。（解答欄は、[No.49]）

1．取得請求権付株式の株主は、その取得の対価が金銭である場合において、株式会社に分配可能額がないときは、取得の請求をすることができない。

2．株式会社が株主の取得の請求によって取得請求権付株式を取得する場合には、その取得について株主総会の決議を経なければならない。

3．株式会社が株主の取得の請求によって取得請求権付株式を取得した場合には、相当の時期に、取得した自己株式を消却しなければならない。

4．株式会社が株主の取得の請求によって取得請求権付株式を取得した結果、取得した日の属する事業年度に係る計算書類において欠損が生じた場合でも、その行為に関する職務を行った業務執行者は、その会社に対し、その欠損を填補する責任を負わない。

5．優先株式を取得請求権付株式とすることはできるが、その取得の対価を普通株式とすることはできない。

【第40問】（配点：2）

株式の分割と株式無償割当ての異同に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものはどれか。（解答欄は、[No.50]）

1. 株式の分割により自己株式の数は増えるが、株式無償割当てにより自己株式の数は増えない。
2. 株式の分割により1株に満たない端数が生じ得るが、株式無償割当てにより1株に満たない端数が生ずることはない。
3. 株式の分割により株主の有する株式と異なる種類の株式をその株主に取得させることはできないが、株式無償割当てにより株主の有する株式と異なる種類の株式をその株主に取得させることはできる。
4. 株式の分割の場合には、現に2以上の種類の株式を発行していない限り、株主総会の決議によらないで発行可能株式総数を増加する定款変更をすることができるが、株式無償割当ての場合には、株主総会の決議によらなければ発行可能株式総数を増加する定款変更をすることはできない。
5. 株式の分割により自己株式を株主に取得させることはできないが、株式無償割当てにより自己株式を株主に取得させることはできる。

【第41問】（配点：2）

次のアからオまでの発行又は処分のうち、金銭が会社に払い込まれることがないため、資金調達方法となり得ないものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.51]）

- ア. 株式無償割当てによる株式の発行
イ. 新株予約権付社債（新株予約権を行使する場合には、必ずその社債が消滅するものに限る。）の発行
ウ. 新株予約権の行使に伴う株式の発行
エ. 自己株式の処分
オ. 取得条項付株式の取得の対価としての株式の発行
1. ア イ 2. ア オ 3. イ ウ 4. ウ エ 5. エ オ

【第42問】（配点：2）

株主総会に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.52]）

- ア. 判例によれば、株式会社が定款をもって株主総会における議決権行使の代理人の資格を会社の株主に限る旨を定めた場合において、株主である法人がその代表者の指揮下にある職員を代理人として株主総会で議決権を行使することは、定款に反し許されない。
- イ. 大会社においては、株主の数が1000人未満でも、株主総会を招集する場合には、株主総会に出席しない株主が書面によって議決権を行使することができる旨を定めなければならない。
- ウ. 会社法上の公開会社においては、株主総会の招集通知は、株主総会の日々の2週間前までに株主に対して発しなければならないが、定款でこれより短い期間を定めることはできない。
- エ. 取締役会設置会社においては、取締役の解任が株主総会の目的である事項となっていない場合でも、株主は、その株主総会において、取締役の解任の議案を提出することができる。
- オ. 取締役は、株主総会において、株主から特定の事項について説明を求められた場合でも、その事項が株主総会の目的である事項に関しないものであるときは、その説明をすることを要しない。
1. ア ウ 2. ア エ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ オ

【第43問】（配点：2）

種類株式発行会社でない監査役会設置会社における株主の権利に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.53]）

ア. 会社法所定の要件を満たす株主は、代表取締役が法令に違反する行為をするおそれがある場合において、その行為によって会社に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、その行為をやめることを請求することができる。

イ. 株主が監査役会議事録の閲覧を請求するためには、裁判所の許可を得なければならない。

ウ. 株主は、他の株主が提起した株主代表訴訟には、共同訴訟人として参加することができない。

エ. 取締役の職務の執行に関し不正の行為があった場合には、会社法所定の要件を満たす株主は、その取締役を解任する旨の議案が株主総会において否決されたかどうかを問わず、その取締役の解任の訴えを提起することができる。

オ. 株主総会においてある議案について賛成の議決権を行使した株主は、その議案に係る決議の方法が定款に違反する場合でも、決議取消しの訴えを提起することができない。

1. ア イ 2. ア オ 3. イ ウ 4. ウ エ 5. エ オ

【第44問】（配点：2）

監査役会設置会社において、取締役がその任務を怠ったときに負う会社に対する損害賠償責任の全部の免除又は法定の額を限度とする一部の免除に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。なお、各記述において、取締役の責任を追及する訴えに係る訴訟において和解をする場合は、考慮しないものとする。（解答欄は、[No.54]）

ア. 責任の全部の免除をするためには、総株主の同意がなければならない。

イ. 責任の一部の免除をするためには、取締役が職務を行うにつき善意で、かつ、過失がないときであることが必要である。

ウ. 責任の一部の免除に関する議案を取締役が株主総会に提出するためには、監査役の過半数をもって行う決議による監査役会の同意を得なければならない。

エ. 取締役会の決議によって責任の一部の免除をするためには、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款で定めなければならない。

オ. 会社と取引をした取締役の責任の一部の免除をするためには、その取引が自己のためにしたものでないことが必要である。

1. ア ウ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ エ 5. エ オ

〔第45問〕（配点：2）

監査役会設置会社における決議又は報告の省略に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものを2個選びなさい。（解答欄は、〔No.55〕,〔No.56〕 順不同）

1. 株主総会の決議については、取締役が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき株主（その事項について議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の決議があったものとみなされる。
2. 株主総会への報告については、取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その事項の報告があったものとみなされる。
3. 取締役会の決議については、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき取締役（その事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、決議の省略に係る定款の定めがなくても、その提案を可決する旨の決議があったものとみなされる。
4. 監査役会の決議については、監査役が監査役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき監査役の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、決議の省略に係る定款の定めがなくても、その提案を可決する旨の決議があったものとみなされる。
5. 監査役会への報告については、監査役が監査役の全員に対して監査役会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を報告することを要しない。

〔第46問〕（配点：2）

監査役に関する次のアからオまでの各規律のうち、監査役の独立性確保を目的としないものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、〔No.57〕）

- ア. 監査役の任期は、定款の定めによって短縮することができないとの規律
イ. 監査役会設置会社において、取締役が監査役の選任に関する議案を株主総会に提出するには、監査役会の同意を得なければならないとの規律
ウ. 補欠の監査役を選任することができるとの規律
エ. 監査役を辞任した者は、辞任後最初に招集される株主総会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができるとの規律
オ. 監査役会の決議は、監査役の過半数をもって行うとの規律
1. ア イ 2. ア エ 3. イ オ 4. ウ エ 5. ウ オ

〔第47問〕（配点：2）

株式会社が株主総会の決議によって解散した場合に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものを2個選びなさい。（解答欄は、〔No.58〕,〔No.59〕 順不同）

1. その会社が取締役会設置会社であった場合、清算人会を置かなければならない。
2. その会社は、解散した後、速やかに、債務の弁済をしなければならない。
3. その会社は、清算が終了するまで、株主総会の特別決議によって、株式会社を継続することができる。
4. その会社の法人格は、清算が終了しても、その会社が清算終了の登記をするまでは、消滅しない。
5. その会社が会社法上の公開会社である委員会設置会社であった場合、監査委員が監査役となる。

【第48問】（配点：2）

合同会社に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.60]）

- ア. 社員になろうとする者は、労務や信用を出資の目的とすることができる。
- イ. 会社が新たに社員を加入させる場合、定款の変更をしなければならない。
- ウ. 合同会社が合名会社となるには、組織変更計画を作成しなければならない。
- エ. 法人は、業務を執行する社員とすることができない。
- オ. 社員は、定款を変更してその出資の価額を減少する場合を除き、会社に対し、出資の払戻しを請求することができない。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ オ

【第49問】（配点：2）

株式会社の新設分割に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.61]）

- ア. 分割会社は、株主総会の普通決議によって、新設分割計画の承認を受けなければならない。
- イ. 分割会社の債権者が債権者異議手続に従って新設分割について異議を述べた場合でも、新設分割をしてもその債権者を害するおそれがないときは、会社は、その債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託することを要しない。
- ウ. 設立会社においては、新設分割計画の定めに従って、創立総会を招集しなければならない。
- エ. 設立会社は、新設分割計画に新設分割がその効力を生ずる日を定めたときは、その日に、成立する。
- オ. 設立会社は、新設分割によって、その親会社の株式を分割会社から承継することができる。

1. ア エ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ オ 5. ウ エ

【第50問】（配点：2）

株主総会の決議に係る訴訟に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.62]）

- ア. 株主総会決議無効確認の訴えは、確認の利益を有する限り、誰でも提起することができる。
- イ. 株主総会の決議の方法が法令に違反した場合、株主総会決議無効確認の訴えを提起することができる。
- ウ. 株主総会の招集通知の発出に漏れがあった場合、その程度にかかわらず、株主総会決議不存在確認の訴えを提起することはできない。
- エ. 株主総会決議取消しの訴えの提起があった場合において、株主総会の招集の手続が定款に違反するときでも、裁判所は、その違反する事実が重大でなく、かつ、決議に影響を及ぼさないものであると認めるときは、その訴えに係る請求を棄却することができる。
- オ. 株主総会決議無効確認の訴えに係る請求を棄却する確定判決は、第三者に対しても、その効力を有する。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ オ

【第51問】（配点：2）

次のアからオまでの各事項のうち、株式会社の登記事項とされているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.63]）

- ア. 資本金の額
- イ. 事業年度
- ウ. 取締役の氏名及び住所
- エ. 取締役会設置会社であるときは、その旨
- オ. 監査役会設置会社であるときは、その旨及び監査役のうち常勤監査役であるものについて常勤監査役である旨

1. ア イ 2. ア エ 3. イ ウ 4. ウ オ 5. エ オ

【第52問】（配点：2）

Aが個人旅行を予定しているB（商人ではないものとする。）のために一定の行為を業としてする場合におけるAの商法上の地位に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.64]）

- ア. AがBから委託を受けてBの希望に添うレンタカー契約の締結を媒介する場合、Aは、Bの代理商に該当する。
- イ. AがBから委託を受けて自己の名でBのためにバス会社との間で旅客運送契約を締結する場合、Aは、いわゆる準問屋に該当する。
- ウ. AがBから委託を受けてBのために宿泊契約の締結を媒介する場合において、Aが宿泊契約の相手方であるホテル会社からその媒介の委託を受けていないときは、Aは、仲立人に該当しない。
- エ. AがBから委託を受けてBのためにゴルフバッグを運送する宅配便をあっせんし、Bと運送会社との間で物品運送契約が締結された場合、Aは、運送取扱人に該当する。
- オ. Aが店舗の半分のスペースで旅行の手配に係る業務を営み、残りの半分のスペースで喫茶店を営んでいる場合において、旅程の相談を終えたBに対しその喫茶店で飲食物を有料で提供するときは、Aは、場屋の主人に該当する。

1. ア エ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ オ 5. ウ エ

【第53問】（配点：2）

交互計算に組み入れた債権を譲渡することができないことは、第三者が交互計算契約の成立を知っていたかどうかにかかわらず、第三者に対抗することができるとの見解がある。次のアからオまでの各記述のうち、この見解の論拠又はそれと親和性を有するものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.65]）

- ア. 交互計算は、第三者に対する公示手段を有しない。
- イ. 当事者の意思に基づいて差押禁止財産を作ること、許容すべきではない。
- ウ. 交互計算に組み入れた債権を譲渡することができないのは、その債権が交互計算の下における取引により生じたことの当然の結果である。
- エ. 交互計算に組み入れた債権については、当事者間に譲渡禁止の特約があると考えられる。
- オ. 第三者の保護は、債権者代位権に基づいて交互計算契約を解除する方法によって図ることができる。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ オ

【第54問】（配点：2）

約束手形の記載事項に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものはどれか。（解答欄は、[No.66]）

1. 手形の金額として二つの異なる金額を記載した場合、その手形は、無効となる。
2. 確定日払の手形において、手形金額につき利息を生ずる旨の約定を記載した場合、その手形は、無効となる。
3. 判例によれば、手形の満期として平年の2月29日を記載した場合、その手形は、無効となる。
4. 手形の金額として毎月末に一定金額ずつ支払う旨の記載をした場合でも、手形金額となる総額が確定していれば、その手形は、無効とはならない。
5. 手形に満期の記載がない場合でも、その手形は、無効とはならない。

【第55問】（配点：2）

甲は、乙に対する売買代金の支払のために、乙を受取人とする確定日払の約束手形を作成して、乙に交付したところ、これを乙から預かった丙が、甲及び乙の同意なく、受取人乙の記載を抹消して受取人欄を空欄とした。この場合に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.67]）

- ア. この手形は、丙による受取人乙の記載の抹消により、白地手形となる。
イ. 甲の手形金を支払う義務は、丙による受取人乙の記載の抹消により、消滅しない。
ウ. 丙が受取人欄に自己の名前を記載して満期に甲に手形金の請求をした場合、甲は、丙に対し、手形金を支払う義務を負わない。
エ. 丙が受取人欄に自己の名前を記載して満期前に丁に裏書をした場合において、その裏書が無担保裏書でないときは、丙に対する遡求権が発生する。
オ. 手形上の権利が時効により消滅した場合、丙は、利得償還請求権を取得する。
1. ア ウ 2. ア オ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ エ

【第56問】（配点：2）

除斥及び忌避に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.68]）

- ア. 裁判所書記官は、忌避の対象にはなるが、除斥の対象とはならない。
イ. 裁判官に対する忌避を理由があるとする決定に対しては、不服を申し立てることができない。
ウ. 裁判官について忌避の原因があるときは、裁判所は、当事者の申立てがなくても、当該裁判官を職務の執行から排除する旨の決定をする。
エ. 裁判官が自らに除斥の原因があることを知らずに合議体の構成員として訴訟手続に関与した場合、除斥の原因のない裁判官によって構成される裁判所が当該手続をやり直す必要がある。
オ. 終局判決が確定したときは、その判決に関与した裁判官について除斥の原因があることを理由として、その判決に対し、再審の訴えをもって不服を申し立てることはできない。
1. ア ウ 2. ア オ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ エ

【第57問】（配点：2）

必要的共同訴訟に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものはどれか。（解答欄は、[No.69]）

1. 必要的共同訴訟において共同訴訟人の一人が死亡した場合、その者に訴訟代理人がいるときを除き、訴訟手続は、共同訴訟人の全員について中断する。
2. 必要的共同訴訟の口頭弁論の期日に共同訴訟人の一部が欠席した場合、相手方は、準備書面に記載していない事実を主張することはできない。
3. 必要的共同訴訟の口頭弁論の期日に共同訴訟人の一部が欠席した場合、出頭した共同訴訟人がその期日において自白をしても、欠席した共同訴訟人は、その後の期日において、その自白に係る事実を争うことができる。
4. 必要的共同訴訟において共同訴訟人の一人について上訴期間が経過しても、他の共同訴訟人の上訴期間が経過していなければ、判決は全体として確定しない。
5. 必要的共同訴訟において共同訴訟人の一人が上訴をすれば、共同訴訟人の全員に対する関係で判決の確定が遮断され、当該訴訟は全体として移審する。

【第58問】（配点：2）

独立当事者参加に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものはどれか。（解答欄は、[No.70]）

1. 独立当事者参加をした者は、原告又は被告の共同訴訟人となる。
2. 独立当事者参加をすることができる請求は、当該請求について別訴を提起したときに原告と被告との間の訴訟事件が係属する裁判所に管轄があるものに限られる。
3. 独立当事者参加について原告又は被告が異議を述べたときは、裁判所は、参加の許否について決定で裁判しなければならない。
4. 独立当事者参加の申出は、第一審の口頭弁論の終結の時までにしなければならない。
5. 独立当事者参加の申出が時機に後れた攻撃防御方法として却下されることはない。

【第59問】（配点：2）

補助参加に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものを2個選びなさい。（解答欄は、[No.71]，[No.72] 順不同）

1. 被参加人が訴訟外で解除権を行使したとしても、被参加人が訴訟においてその事実を主張しない限り、補助参加人は、その事実を主張することができない。
2. 貸主Xの借主Yに対する貸金返還請求訴訟において、Yの連帯保証人ZがYに補助参加した場合、Yが自白をしても、Zは、その自白に係る事実を争うことができる。
3. 判例の趣旨によれば、補助参加人がする上告の提起は、被参加人が上告を提起することができる期間内にしなければならない。
4. Xは、その所有する建物をYに賃貸し、Yは、Xの承諾を得てその建物をZに転貸した。その後、Xが、Yの債務不履行を理由にYとの建物賃貸借契約を解除したとして、Zに対し、建物の明渡しを求める訴えを提起した場合、Yは、Zに補助参加することができる。
5. 当事者が補助参加について異議を述べた場合、補助参加人は、補助参加を許す旨の裁判が確定するまでの間は、訴訟行為をすることができない。

【第60問】（配点：2）

当事者の法定代理人及び訴訟代理人（訴訟委任による訴訟代理人に限る。以下同じ。）に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものを2個選びなさい。（解答欄は，[No.73]，[No.74]順不同）

1. 法定代理人は判決書の必要的記載事項であるが，訴訟代理人は判決書の必要的記載事項ではない。
2. 法定代理人及び訴訟代理人の事実に関する陳述を当事者が直ちに取り消したときは，当該陳述は，その効力を生じない。
3. 法定代理人が数人ある場合であっても，訴訟代理人が数人ある場合であっても，送達は，その一人にすれば足りる。
4. 法定代理人が死亡した場合であっても，訴訟代理人が死亡した場合であっても，訴訟手続は中断する。
5. 法定代理人は当該訴訟において証人となることができないが，訴訟代理人は当該訴訟において証人となることができる。

【第61問】（配点：2）

訴状審査に関する次の1から5までの各記述のうち，正しいものはどれか。（解答欄は，[No.75]）

1. 訴状審査の結果として訴状に不備があることが判明した場合の補正命令は，裁判所書記官がする。
2. 訴状審査の結果，訴えが不適法でその不備を補正することができないことが判明した場合，裁判長は，直ちに訴えを却下することができる。
3. 訴状審査の結果として訴状が却下された場合であっても，訴えの提起による時効中断の効力が生ずる。
4. 訴状における立証方法に関する記載も，訴状審査の対象となる。
5. 当事者が法人である場合において，訴状にその代表者の記載があるかどうかは，訴状審査の対象となる。

【第62問】（配点：2）

中間確認の訴えに関する次の1から5までの各記述のうち，誤っているものはどれか。（解答欄は，[No.76]）

1. 地方裁判所における中間確認の訴えは，書面でしなければならない。
2. 中間確認の訴えによって，当事者間に争いがある訴訟要件の存否の確認を求めることはできない。
3. 中間確認の訴えに対する裁判は，中間判決である。
4. 中間確認の訴えを控訴審で提起する場合，相手方の同意は不要である。
5. 他の裁判所の法定の専属管轄に属する請求は，中間確認の訴えの対象とすることができない。

【第63問】（配点：2）

Xは、Aから甲土地を買ったと主張して、甲土地を占有しているYに対し、所有権に基づき甲土地の明渡しを求める訴えを提起したところ、Yは、Aが甲土地を所有していたことは認めるが、Aから甲土地を買ったのはXではなくBであると主張した。Yからこれ以外の主張がなかった場合における次のア及びイの裁判所の判決に関する後記1から4までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものはどれか。（解答欄は、【No.77】）

ア. 裁判所は、証拠調べの結果、Aから甲土地を買ったのはXではなくCであったとの事実を認定して、Xの請求を棄却する判決をした。

イ. 裁判所は、証拠調べの結果、XはAから甲土地を買った後にこれをCに売ったとの事実を認定して、Xの請求を棄却する判決をした。

1. ア及びイの判決は、いずれも弁論主義に反する。
2. アの判決は弁論主義に反しないが、イの判決は弁論主義に反する。
3. アの判決は弁論主義に反するが、イの判決は弁論主義に反しない。
4. ア及びイの判決は、いずれも弁論主義に反しない。

【第64問】（配点：2）

次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、【No.78】）

ア. 被告が最初にすべき口頭弁論の期日に出頭しなかった場合には、原告が出頭していれば答弁書の陳述を擬制することができるが、原告が最初にすべき口頭弁論の期日に出頭しなかった場合には、被告が出頭していても訴状の陳述を擬制することはできない。

イ. 当事者が故意又は重大な過失により時機に後れて提出した攻撃防御方法について、裁判所は、これにより訴訟の完結を遅延させることとなると認めるときは、相手方の申立てがなくても、却下の決定をすることができる。

ウ. 当事者が文書提出命令に従わないときは、裁判所の決定により、過料に処されることがある。

エ. 当事者照会に対し、相手方が正当な理由なく回答を拒んだときは、裁判所は、照会をした当事者の照会事項に関する主張を真実と認めることができる。

オ. 当事者が適切な時期に攻撃防御方法を提出しないことにより訴訟を遅滞させたときは、裁判所は、その当事者に、その勝訴の場合においても、遅滞によって生じた訴訟費用の全部又は一部を負担させることができる。

1. ア エ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ オ 5. ウ エ

【第65問】（配点：2）

証拠調べに関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものを2個選びなさい。（解答欄は、【No.79】、【No.80】 順不同）

1. 裁判所は、証拠調べをするに当たり、訴訟関係又は証拠調べの結果の趣旨を明瞭にするため必要があると認めるときは、当事者の意見を聴いて、決定で、証拠調べの期日において専門的な知見に基づく説明を聴くために専門委員を手続に関与させることができる。

2. 裁判所は、証拠保全として、文書の証拠調べ及び検証をすることはできるが、証人の尋問をすることはできない。

3. 当事者が訴訟能力を欠く場合は、その当事者本人を尋問することはできない。

4. 証人が正当な理由なく出頭しない場合、裁判所は、受命裁判官又は受託裁判官に裁判所外でその証人の尋問をさせることができる。

5. 裁判所は、職権で当事者本人を尋問することができる。

【第66問】（配点：2）

裁判上の陳述に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.81]）

ア．所有権に基づく建物明渡請求訴訟の原告が、最初にすべき口頭弁論の期日において、被告との間で当該建物について使用貸借契約を締結したがその契約は終了した旨の陳述をしたのに対し、被告は、請求棄却を求め事実に対する認否は追って行う旨の答弁書を提出し、その期日には出頭しなかった。被告が次の口頭弁論の期日にも出頭しなかった場合、原告は、その期日において、使用貸借契約を締結した旨の陳述を撤回することができる。

イ．原告と被告との間に父子関係があると主張して提起された認知の訴えにおいて、被告が父子関係の存在の事実を認める旨の陳述をしたときは、裁判所は、その陳述に反する事実を認定することができない。

ウ．所有権に基づく建物明渡請求訴訟の原告が、原告本人の尋問において、被告が抗弁として主張した当該建物についての賃貸借契約締結の事実を認める旨の陳述をしたときは、裁判所は、その陳述に反する事実を認定することができない。

エ．判例の趣旨によれば、代理人による契約締結の事実を主張する原告が代理権授与の事実を証明するための証拠として委任状を提出し、被告がその成立の真正を認める旨の陳述をした場合であっても、裁判所は、当該委任状が真正に成立したものではないと認めることができ、被告は、その陳述をいつでも撤回することができる。

オ．所有権に基づく建物明渡請求訴訟の原告が、被告との間で当該建物について使用貸借契約を締結したがその契約は終了した旨の陳述をしたのに対し、被告は、当該建物はもともと自己の所有する建物であったと主張し、口頭弁論の終結に至るまで、原告が陳述した使用貸借契約締結の事実を援用しなかった。この場合、裁判所は、証拠調べの結果、当該使用貸借契約締結の事実が認められるとの心証を得ても、この事実を判決の基礎とすることができない。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ ウ 4. イ オ 5. エ オ

【第67問】（配点：2）

文書の成立に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものを2個選びなさい。（解答欄は、[No.82]，[No.83] 順不同）

1. 公文書の成立の真否について疑いがあるときは、裁判所は、職権で、当該官庁又は公署に照会をすることができる。
2. 法律関係を証する書面の成立の真否を確定するために確認の訴えを提起することはできない。
3. 当事者が文書の成立の真正を筆跡の対照によって証明しようとする場合において、対照をするのに適当な相手方の筆跡がないときは、裁判所は、対照の用に供すべき文字の筆記を相手方に命ずることができる。
4. 私文書は、本人又はその代理人の署名又は押印があるときは、真正に成立したものと推定される。
5. 文書は、その方式及び趣旨により公務員が職務上作成したものと認めるべきときは、真正に成立した公文書とみなされる。

【第68問】（配点：2）

Aは、Y会社で工員として勤務していたが、工場で就業中に事故に遭って死亡した。Aの遺族であるXは、Y会社を被告として損害賠償を求める訴えを提起したが、事故の状況を立証するため、国の機関である労働基準監督署において保管されている調査報告書の提出を求める文書提出命令の申立てを検討している。この事例に関する次の1から4までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを2個選びなさい。（解答欄は、[No.84]、[No.85] 順不同）

1. 労働基準監督官が作成した調査報告書にY会社やその関係者の私人の秘密に関する記載があったとしても、これは公務員の職務上の秘密には当たらないので、国には同報告書を提出する義務がある。
2. 労働基準監督官が作成した調査報告書中の調査担当者の意見が公務員の職務上の秘密に当たり、かつ、これが提出されると公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある場合には、国には同報告書を提出する義務はない。
3. 裁判所は、Xが提出を求めている調査報告書が、公務員の職務上の秘密に関する文書か否か、又はその提出により公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるか否かの判断をするため必要があると認めるときは、文書の所持者である国にその提示をさせることができる。
4. 調査報告書について文書提出命令が出された場合、Y会社は、証拠調べの必要性がないことを理由として、即時抗告をすることができる。

【第69問】（配点：2）

確定判決の効力に関する次の1から5までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを2個選びなさい。（解答欄は、[No.86]、[No.87] 順不同）

1. 土地賃貸人から提起された借地上に建物を所有する土地賃借人に対する建物収去土地明渡請求訴訟で請求を認容する判決が確定した場合、賃借人は、その後に提起した請求異議の訴えにおいて、建物買取請求権を行使し、その効果を異議の事由として主張することができる。
2. 金銭消費貸借契約に基づく貸金返還請求訴訟で請求を認容する判決が確定した場合、借主は、その後に提起した請求異議の訴えにおいて、当該貸金返還請求訴訟の事実審の口頭弁論終結前に相殺適状にあった貸主に対する債権を自働債権とし、当該貸金返還請求訴訟に係る貸金債権を受働債権とする相殺の意思表示をし、その効果を異議の事由として主張することができない。
3. 金銭消費貸借契約に基づく貸金返還請求訴訟で請求を認容する判決が確定した場合、借主は、その後に提起した請求異議の訴えにおいて、当該貸金返還請求訴訟の提起前に完成した当該貸金返還請求訴訟に係る貸金債権の消滅時効を援用して、その時効による消滅を異議の事由として主張することができない。
4. 売買契約に基づく土地引渡請求訴訟で請求を認容する判決が確定した場合、売主は、その後に提起した請求異議の訴えにおいて、当該売買契約につき詐欺による取消権を行使し、その効果を異議の事由として主張することができる。
5. 手形の所持人から提起された振出人に対するいわゆる白地手形に基づく手形金請求訴訟において、白地部分が補充されず、請求を棄却する判決が確定した場合、当該手形の所持人は、その後に提起した訴えにおいて、当該白地部分を補充して振出人に対し手形上の権利の存在を主張することができる。

【第70問】（配点：2）

訴えの取下げ及び控訴の取下げに関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものを2個選びなさい。（解答欄は，[No.88]，[No.89] 順不同）

1. 判例の趣旨によれば，訴訟外で訴えの取下げの合意がされても，それだけでは，訴えの取下げの効力は生じない。
2. 第一審判決に仮執行宣言が付された後，控訴審において訴えが取り下げられたときは，その仮執行宣言付判決は，その効力を失う。
3. 訴えの取下げも，控訴の取下げも，判決が確定するまで行うことができる。
4. 控訴審において，当事者双方が口頭弁論の期日に欠席した場合において，1か月以内に期日指定の申立てをしないときは，控訴の取下げがあったものとみなされる。
5. 被控訴人が附帯控訴をしているときは，その同意がなければ，控訴の取下げをすることができない。

【第71問】（配点：2）

請求の放棄及び認諾に関する次のアからオまでの各記述のうち，正しいものを組み合わせたものは，後記1から5までのうちどれか。（解答欄は，[No.90]）

- ア. 和解の期日において，請求の放棄をすることはできない。
イ. 受命裁判官によって行われている弁論準備手続の期日において，請求の放棄をすることはできない。
ウ. 相手方が出頭していない口頭弁論の期日においても，請求の認諾をすることができる。
エ. 請求の放棄は，1個の金銭請求の一部についてすることができる。
オ. 請求の認諾は，相手方が反対給付を履行することを条件にしてすることができる。
1. ア イ 2. ア オ 3. イ ウ 4. ウ エ 5. エ オ

【第72問】（配点：2）

Xは，Yに1000万円を貸し付けたとして，Yに対して，そのうち400万円の貸金の返還を求める訴えを提起した。これに対し，Yは，請求棄却の判決を求め，当該貸付けの事実を否認するとともに，消滅時効又は相殺による当該貸付債権の消滅を主張した。この事例に関する次の1から5までの各記述のうち，判例の趣旨に照らし正しいものを2個選びなさい。（解答欄は，[No.91]，[No.92] 順不同）

1. 第一審裁判所が，XのYに対する貸付けの事実を認めた上で，Yの主張する消滅時効を理由にXの請求を全部棄却した場合，Yは，貸付けの事実を認めたことを不服として控訴することができる。
2. 第一審裁判所がXの請求を全部認容した場合，Xは，Yに対する請求を1000万円に拡張するために控訴することができる。
3. 第一審裁判所がYの主張する相殺を理由にXの請求を全部棄却した場合，Yは，これを不服として控訴することができる。
4. 第一審裁判所がXの請求を全部認容し，Yがこれを不服として控訴した場合，Xは，附帯控訴の方式により，請求を1000万円に拡張することができる。
5. 第一審裁判所が，Xの請求を全部認容したが，訴訟費用の一部をXの負担とした場合，Xは，訴訟費用の負担の裁判を不服として控訴することができる。

〔第73問〕（配点：2）

再審に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものはどれか。（解答欄は、[No.93]）

1. 控訴審において控訴を棄却する判決が確定した場合には、これに対する再審の訴えは第一審の判決に対してしなければならない。
2. 当事者が控訴により第一審の判決が前に確定した判決と抵触する旨の主張をしたが、控訴が棄却されて、判決が確定した場合には、当該確定判決に対して同一の事由によって再審の訴えを提起することはできない。
3. 再審の訴えを提起した当事者は、再審の訴状に記載した不服の理由を変更することはできない。
4. 再審開始の決定に対しては、不服を申し立てることができない。
5. 再審開始の決定後の再審理の結果、再審の対象となった確定判決が正当であると判断した場合には、裁判所は、改めて同一内容の判決をしなければならない。

〔第74問〕（配点：2）

Xは、薬剤製造販売業者Yが販売した医薬品を摂取したため、健康被害が生じたと主張しているが、Yは、医薬品と健康被害との間の因果関係を争っている。そこで、Xは全国の同様の被害を主張している者に呼び掛けて被害者の会を設立したところ、その会員数は1000名を超えた。Xは、全国の会員らと共にYを被告として損害賠償を求める訴えを提起することになっている。この事例に関する次の1から4までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを2個選びなさい。（解答欄は、[No.94]、[No.95] 順不同）

1. Xらは、Yの住所地にかかわらず、Xらの住所地を管轄する各地方裁判所に訴えを提起することができるが、裁判所は、訴訟の著しい遅滞を避け、又は当事者間の衡平を図るため必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部を他の管轄裁判所に移送することができる。
2. Xらの中には弁護士費用を支払う資力のない者もいる。しかし、弁護士費用は損害としてYに請求することができるから、裁判所は、訴え提起の手数料や送達費用、鑑定費用等について訴訟上の救助を認めるか否かの判断において、弁護士費用を支払う資力がないことを考慮することはできない。
3. Xらは、Yが販売した医薬品によって健康被害が生じたことを、個々の原告ごとに立証しなければならないが、訴訟上の因果関係の立証は、一点の疑義も許されない自然科学的証明ではなく、経験則に照らして全証拠を総合検討し、特定の事実が特定の結果発生を招来した関係を是認し得る高度の蓋然性を証明することであり、その判定は、通常人が疑いを差し挟まない程度に真実性の確信を持ち得るものであることを必要とし、かつ、それで足りるものである。
4. Xらに損害が生じたことは認められても、その損害額の立証が極めて困難であるときは、裁判所は、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、相当な損害額を認定することができるが、損害額の立証が不十分であるとして請求を棄却することもできる。

短答式試験問題集 [刑事系科目]

[刑事系科目]

[第1問] (配点：2)

次の1から5までの各記述を判例の立場に従って検討し、正しいものを2個選びなさい。(解答欄は、[No. 1]、[No. 2] 順不同)

1. 甲は、乙から商品を購入する際、偽造通貨を真正な通貨のように装って乙に代金として交付した。甲には詐欺罪と偽造通貨行使罪が成立し、両罪は観念的競合となる。
2. 甲は、自動販売機に投入して飲料水と釣銭を不正に得る目的で、外国硬貨の周囲を削って500円硬貨と同じ大きさにした。甲には通貨偽造罪が成立する。
3. 甲は、警察官から道路交通法違反(無免許運転)の疑いで取調べを受けた際、交通事件原票中の供述書欄に、あらかじめ承諾を得ていた実兄乙の名義で署名指印した。甲には有印私文書偽造罪が成立する。
4. 甲は、当選金を得る目的で、外れた宝くじの番号を当選番号に改ざんした。甲には有印私文書変造罪が成立する。
5. 甲は、運転中に警察官に免許証の提示を求められたときに提示するつもりで、偽造された自動車運転免許証を携帯して自動車の運転を開始した。甲には偽造公文書行使罪は成立しない。

[第2問] (配点：3)

次のアからオまでの各事例を判例の立場に従って検討し、()内の甲の行為とVの死亡との間に因果関係が認められる場合には1を、認められない場合には2を選びなさい。(解答欄は、アからオの順に [No. 3] から [No. 7])

- ア. 甲は、深夜、高速道路上で自動車(甲車)を運転中、大型トレーラー(乙車)を運転中の乙とトラブルになり、乙車の進路を妨害した上、追越車線上に乙車を停止させた。甲は、甲車から降り、乙を降車させた上、路上で乙に暴行を加えた後、甲車を運転して立ち去った。乙は、甲が立ち去った後、甲に奪われないためにズボンのポケットにエンジンキーを入れていたのを失念し、乙車を追越車線上に停車させたまま、エンジンキーを探していた。甲が立ち去ってから約5分後、後方から自動車を運転してきたVは、乙車を発見するのが遅れて自車を追突させ、Vはそれにより死亡した。(甲が乙車を追越車線上に停止させた行為) [No. 3]
- イ. 甲は、人通りの多い路上でVとけんかになり、Vの顔面を殴打したところ、Vは路上に転倒し、脳震とうを起こして一時的に意識を失った。甲がVを放置して逃走した後、日頃からVに恨みを持っていた乙が通り掛かり、意識を失っているVの腹部を多数回足で蹴ったところ、Vは乙のこの暴行で生じた内臓の出血により死亡した。(甲がVの顔面を殴打して転倒させた行為) [No. 4]
- ウ. 甲は、高速道路のパーキングエリアに駐車中の自動車内で、V女と口論になり、感情が高ぶってV女の顔面を平手で1回殴打した。V女は、腹を立てて一人で帰宅しようと考え、車外に出て、高速道路の本線を横断し、反対車線側に設置された高速バスの停留所に行こうとしたところ、本線上を走行してきた乙運転の自動車にはねられ、全身打撲により死亡した。(甲が車内でV女を殴打した行為) [No. 5]
- エ. 甲は、Vを不法に逮捕した上、自動車後部のトランク内にVを監禁した状態で同車を発進させ、信号待ちのため路上で停車中、居眠り運転をしていた乙が自車を甲の運転する車両に追突させたため、Vは追突による全身打撲により死亡した。(甲が運転中の自動車のトランク内にVを監禁していた行為) [No. 6]
- オ. 甲は、Vの後頸部に割れたビール瓶を突き刺し、Vに重篤な頸部の血管損傷等の傷害を負わせたため、Vは病院に搬送された。Vは、病院で手術を受け、容体が一旦は安定したが、医師

からなお予断を許さないから安静を続けるように指示されていたにもかかわらず、医師の指示に従わずに病室内を動き回ったため、当初の傷害の悪化による脳機能障害により死亡した。(甲がVの後頸部をビール瓶で突き刺した行為) [No. 7]

〔第3問〕(配点：2)

次の1から5までの各事例における甲の罪責について判例の立場に従って検討し、乙に対する詐欺罪(刑法第246条)が甲に成立しないものを2個選びなさい。(解答欄は、[No. 8]、[No. 9]順不同)

1. 甲は、乙とトランプ賭博を行った際、乙の手札の内容が分かるよう不正な細工を施したトランプカードを用いて乙を負けさせ、乙に100万円の支払債務を負担させた。
2. 甲は、15歳の乙がふだんから多額の現金を持ち歩いているのを知っていたことから、同人の知識や思慮が足りないことに乗じて現金を手に入れようと考え、乙に対し、借りた現金を返す意思もないのに返す意思があるように装って10万円の借金を申し込み、これを誤信した乙から現金10万円の交付を受けた。
3. 甲は、乙宅の金品を手に入れようと考え、乙宅で乙と歓談中、「火事だ。」と嘘を言い、乙がその旨誤信して外に逃げた隙に乙宅から現金を持ち去った。
4. 甲は、パチンコ店において、通常の方法によってパチンコ台で遊技しているように装って同店従業員乙の目を欺き、特殊な器具を使ってパチンコ台を誤作動させてパチンコ玉を排出させ、その占有を取得した。
5. 甲は、乙に対し、乙の居宅は耐震補強工事をしないと地震の際に危険である旨嘘を言い、その旨乙を誤信させて必要のない工事契約を締結させたが、乙には資金がなかったことから、乙が甲の妻丙が経営する家具店から家具を購入したように仮装して、その購入代金について乙と信販会社との間で立替払契約を締結させ、これに基づき、同信販会社から丙名義の預金口座に工事代金相当額の振込みを受けた。

【第4問】(配点：2)

学生Aと学生Bは、次の【事例】について、後記【会話】のとおり議論している。【会話】中の①から⑦の()内に、後記aからnまでの【語句群】から適切な語句を入れた場合、()に入るものの組合せとして正しいものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[No. 10])

【事例】

甲は、過去数回、飲酒酩酊の上、正常な運転ができない状態で自動車を運転し、物損事故を起こして運転免許取消処分を受けていたが、運転免許を再取得しないまま、自動車の運転を続けていた。

ある日、甲は、自動車を運転して居酒屋に行き、同居酒屋で飲酒し始めたが、仮に酩酊して正常な運転ができない状態になっても、自動車を運転して帰宅するつもりであった。

甲は、同居酒屋で日本酒1升を飲み、酩酊して是非善悪の識別能力及びその識別に従って行動を制御する能力を失った状態で、帰宅するために自動車の運転を開始した。しかし、甲は、飲酒酩酊により正常な運転ができなかったため、自車を歩道上に乗り上げさせて歩行中の乙を跳ね飛ばし、乙を死亡させた。

【会話】

学生A. この事例は、構成要件としては、(①) 罪に当てはまりそうだけど、甲は、運転開始時、是非善悪の識別能力及びその識別に従って行動を制御する能力を失った状態だね。

学生B. そうすると、運転開始時に甲は(②) がなかったことになるから、甲は不可罰になるのだろうか。

学生A. 甲が(②) に影響が出ない程度に飲酒して、正常な運転が困難な状態で自動車を運転していたら(①) 罪が成立するのに、この事例が不可罰になるなんて納得できないな。

学生B. こういう場合に、甲の可罰性を根拠付ける理論として、(③) があったね。

学生A. 確か「直接結果を惹起した行為の際には(②) がなくても、その原因となった行為の際に完全な(②) があれば、完全な責任が問われる。」という理論だったよね。

学生B. この理論の根拠は何だろう。

学生A. (④) を維持しつつ、構成要件該当事実を原因行為まで遡及させる立場と、(④) の例外を認め、責任だけを原因行為時に遡及させる立場があるよね。

学生B. (②) を欠いた自分を道具として利用すると捉え、(⑤) と同様に考える見解は、前者の立場に分類されるね。

学生A. だけど、甲が乙を自動車ではねた時点で甲自身が道具といえるか問題となる場合として、甲が(⑥) だった場合があるね。

学生B. 確かに、道具といえるか問題があるね。判例は、(⑥) の場合、(③) の理論を(⑦) よね。

【語句群】

- a. 業務上過失致死 b. 危険運転致死 c. 責任能力 d. 行為能力
e. 原因において違法な行為 f. 原因において自由な行為
g. 行為と責任の同時存在の原則 h. 罪刑法定主義 i. 共謀共同正犯
j. 間接正犯 k. 心神喪失 l. 心神耗弱 m. 適用している
n. 適用していない

1. ①a ②c ③e ④g ⑤j ⑥l ⑦m
2. ①a ②d ③f ④g ⑤i ⑥l ⑦n
3. ①b ②c ③f ④g ⑤j ⑥l ⑦m
4. ①b ②c ③f ④h ⑤i ⑥k ⑦n
5. ①b ②d ③e ④g ⑤j ⑥k ⑦m

【第5問】（配点：3）

次の1から5までの各事例における甲の罪責について、判例の立場に従って検討し、甲に危険運転致傷罪が成立するものを2個選びなさい。（解答欄は、[No.11]、[No.12] 順不同）

1. 甲は、自動車を運転中、前方の交差点に設置された対面信号機が赤色表示に変わったのに気付かず、時速約50キロメートルで同交差点に進入したところ、歩行者用信号機の青色表示に従って前方の横断歩道上を歩行していた乙に自車を衝突させ、乙に傷害を負わせた。
2. 甲は、乙を助手席に同乗させて雨の降る山道を自動車で走行中、指定最高速度が時速40キロメートルであることや、降雨のため路面が滑りやすい状況であることを認識しつつも、対向車もなかったので事故を起こすことはないだろうと思い、時速約100キロメートルの速度で急カーブに進入したところ、後輪が滑走したために同カーブを曲がりきれず、自車を道路脇の樹木に衝突させ、乙に傷害を負わせた。
3. 甲は、飲酒の影響で歩行が困難な状態であることを認識しながら自動車の運転を開始し、運転開始後も自車が激しく蛇行していることを認識しながらも、運転技術に自信があったので、事故を起こすことはないだろうと思い運転を継続したところ、飲酒の影響により、自車を蛇行させて、道路の右脇を歩行していた乙に衝突させ、乙に傷害を負わせた。
4. 甲は、交通違反を繰り返して自動車運転免許の取消処分を受けていたものの、自動車の運転経験が長く運転技術に自信があったので、事故を起こすことはないだろうと思って自動車の運転を始めたが、運転中脇見をしてハンドル操作を誤り、自車を対向車線に進出させて乙運転の対向車と衝突させ、乙に傷害を負わせた。
5. 甲は、片側1車線の道路を自動車を運転して進行中、時速約50キロメートルで走行する乙運転の先行車を追い越すに当たり、対向車両が接近しており、追越しを完了させるには乙車の直前に進入する必要があるだったので、同車の通行を妨害することになるかもしれないと思いつつ、対向車線に自車を進出させて追越しを開始し、乙車の直前に自車を進入させたところ、乙が驚いてハンドルを左に切り、乙車をガードレールに衝突させ、乙に傷害を負わせた。

【第6問】（配点：2）

罪数に関する次の1から5までの各記述を判例の立場に従って検討した場合、正しいものはどれか。（解答欄は、[No.13]）

1. 甲は、夜間、車道上にロープを張って、車道を閉塞したところ、自動二輪車を運転して同所を通り掛かった乙がこれに気付かないまま同ロープに引っ掛かり、転倒して負傷した。この場合、甲に乙が負傷をすることについて故意があれば、甲には往来妨害罪と傷害罪が成立し、両罪は牽連犯となる。
2. 甲は、乙を殺害する目的で乙方に侵入し、屋内にいた乙を殺害した上、たまたま屋内に居合わせた丙及び丁も殺害した。この場合、甲には、住居侵入罪並びに乙、丙及び丁に対する殺人罪が成立し、住居侵入罪と乙に対する殺人罪が牽連犯として一罪となり、丙及び丁に対する殺人罪と併合罪になる。
3. 甲は、眼鏡を掛けた乙の顔面を、眼鏡の上から拳で殴打し、眼鏡を損壊するとともに、乙に全治1週間を要する顔面打撲の傷害を負わせた。この場合、甲には傷害罪と器物損壊罪が成立し、両罪は併合罪となる。
4. 甲は、真実は、自己の経営する会社の運転資金に使う目的で、質権を設定するつもりもないのに、乙に対して、「2000万円をA銀行の甲名義預金口座に振り込んでほしい。振り込まれた2000万円については、見せ金として使用するので、口座から引き出さないし、振込み後、質権も設定する。」などと嘘を言い、これを信じた乙は、A銀行の甲名義預金口座に2000万円を振り込んだ。その数日後、甲は、同預金に関するA銀行名義の質権設定承諾書1通を偽造し、乙に交付した。この場合、甲には詐欺罪、有印私文書偽造及び同行使罪が成立し、これらは牽連犯として一罪となる。
5. 甲は、乙を監禁した上で現金を恐喝しようとして、乙をマンションの一室に監禁し、暴行・脅迫を加えて現金を脅し取った。この場合、甲には監禁罪と恐喝罪が成立し、両罪は併合罪となる。

【第7問】（配点：3）

強盗殺人罪に関する次の【見解】A説ないしC説に従って後記【事例】IないしIIIにおける甲の罪責を検討し、後記1から5までの【記述】のうち、正しいものを2個選びなさい。（解答欄は、[No.14]、[No.15] 順不同）

【見 解】

強盗殺人罪が成立するためには、

A説：殺人行為が強盗の機会に行われなければならないとする。

B説：殺人行為が強盗の手段でなければならないとする。

C説：殺人行為が強盗の手段である場合に限らず、事後強盗（刑法第238条）類似の状況における殺人行為も含むとする。

【事 例】

I. 甲は、強盗の目的で、乙に対し、持っていたナイフを突き付け、「金を出せ。出さなかったら殺す。」などと申し向け、反抗を抑圧された乙から現金を奪い取った後、逃走しようとしたが、乙に追跡され、犯行現場から約10メートル逃げたところで、捕まらないようにするため、殺意をもって乙の胸部を刃物で突き刺し、乙を即死させた。

II. 甲は、乙所有の自動車1台を窃取し、犯行翌日、同車を犯行場所から約10キロメートル離れた場所で駐車させ、用事を済ませた後、同車に戻ってきたところを乙に発見され、同車を放置して逃走した。甲は、乙に追跡されたので、捕まらないようにするため、殺意をもって乙の胸部を刃物で突き刺し、乙を即死させた。

III. 甲は、乙方において、乙をロープで縛り上げた上、乙所有の現金を奪い取った後、乙方から

逃走しようとしたが、乙方玄関先において、たまたま乙方を訪問した丙と鉢合わせとなり、丙が悲鳴を上げたことから、犯行の発覚を恐れ、殺意をもって丙の胸部を刃物で突き刺し、丙を即死させた。

【記述】

1. A説によれば、事例Ⅰでは強盗殺人罪が成立する。
2. A説によれば、事例Ⅲでは強盗殺人罪は成立しない。
3. B説によれば、事例Ⅱでは強盗殺人罪は成立しない。
4. B説によれば、事例Ⅲでは強盗殺人罪が成立する。
5. C説によれば、事例Ⅱでは強盗殺人罪が成立する。

〔第8問〕（配点：2）

次の1から5までの各記述を判例の立場に従って検討した場合、正しいものはどれか。（解答欄は、[No. 16]）

1. 甲は、昼間の電車内において、多数の乗客が見ている状態で、恋人の乙が着ていたコートの前を広げさせてその陰部を露出させた場面を写真撮影した。同写真撮影について乙があらかじめ甲に対して承諾していた場合、公然わいせつ罪の違法性が阻却され、甲には同罪の共同正犯は成立しない。
2. 甲は、重病で苦しんでいる妻乙に同情して、同人の首を絞めて窒息死させた。乙の殺害について乙があらかじめ甲に対して承諾していた場合、甲の行為は、いずれの構成要件にも該当せず、犯罪は成立しない。
3. 甲は、乙が保険金をだまし取るのに協力する目的で、乙の右手の親指を包丁で切断した。親指の切断について乙があらかじめ甲に対して承諾していた場合、甲の行為は、傷害罪の構成要件に該当せず、同罪は成立しない。
4. 甲は、11歳の乙の陰部を指で弄ぶなどのわいせつな行為を行った。わいせつな行為をすることについて乙があらかじめ甲に対して承諾していた場合、甲の行為は、強制わいせつ罪の構成要件に該当せず、同罪は成立しない。
5. 甲は、妊娠している妻乙と話し合った上、薬物を使用して堕胎させた。堕胎について乙があらかじめ甲に対して承諾していた場合、甲の行為は、不同意堕胎罪の構成要件に該当せず、同罪は成立しない。

【第9問】（配点：3）

次の【事例】における甲の罪責に関する後記1から5までの【記述】を判例の立場に従って検討し、正しいものを2個選びなさい（ただし、事例において、公共の危険は発生したものとする。）。（解答欄は、[No. 17]、[No. 18] 順不同）

【事例】

甲は、乙が所有し単身で居住している木造家屋の玄関前において、同所に駐車中の乙所有の自動二輪車の車体にガソリンをまいた上、新聞紙にライターで点火し、これを同車に投げ付け、同車を炎上させたところ、火が上記家屋に燃え移って全焼した。

【記述】

1. 火が家屋に燃え移ることを甲が認識・認容していなかった場合、同家屋に対する延焼罪が成立する。
2. 甲は、火が家屋に燃え移ることを認識・認容していたが、同家屋は居住する者のいない空き家であって同家屋内には誰もいないものと誤信していた場合、他人所有非現住建造物等放火罪が成立する。
3. 火が家屋に燃え移ること及び同家屋に乙が居住していることを甲が認識・認容していた場合において、甲と乙が、同家屋に掛けられていた火災保険の保険金をだまし取るため、放火することを共謀していたときは、他人所有現住建造物等放火罪が成立する。
4. 火が家屋に燃え移ること及び同家屋に乙が居住していることを甲が認識・認容していた場合において、現実には同家屋内に乙がいたのに、乙は外出中で同家屋内には誰もいないものと甲が誤信していたときは、現住建造物等放火罪が成立する。
5. 甲は、火が家屋に燃え移ることを認識・認容してただけでなく、同家屋内で就寝中の乙が焼け死ぬことを認識・認容していた場合、現実には乙が焼死したときには、現住建造物等放火罪と殺人罪が成立し、後者は前者に吸収される。

【第10問】（配点：3）

次のアからオまでの各記述を判例の立場に従って検討し、正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからオの順に [No. 19] から [No. 23]）

ア. 甲は、乙を毒殺する目的で毒入り菓子をお歳暮として郵送するため、郵便局の窓口でその菓子を包んだ小包の郵送を申し込んだが、誤って実際には存在しない住所を宛先として記載したために同小包はどこにも配達されずに甲宅に送り返された。この場合、甲には殺人未遂罪が成立する。[No. 19]

イ. 甲は、自己が居住する建物に付した火災保険の保険金を保険会社からだまし取る目的で同建物に放火したが、保険金を請求するに至らなかった。この場合、甲には詐欺未遂罪は成立しない。[No. 20]

ウ. 甲は、乙の住居内に侵入し、タンスの引き出しを開けるなどして金目の物を探したが、見付けることができないうちに乙に発見された。甲は、逮捕を免れるため、乙に対して包丁を示して脅迫し、屋外に逃走したが、通報により駆けつけた警察官に現場付近で逮捕された。この場合、甲には事後強盗未遂罪が成立する。[No. 21]

エ. 甲は、勾留状の執行により拘禁されている未決の被告人であったところ、逃走の目的で拘禁場の換気孔の周辺の壁部分を削り取って損壊したが、いまだ脱出可能な穴を開けるに至らず、逃走行為自体に及ばないうちに検挙された。この場合、甲には加重逃走未遂罪は成立しない。

[No. 22]

オ. 甲は、他人が居住する建物に放火することを企て、30分後に発火して導火材を経て同建物に火が燃え移るように設定した時限発火装置を同建物に設置したが、設定した時刻が到来する前に発覚して同装置の発火に至らなかった。この場合、甲には現住建造物等放火未遂罪は成立

しない。[No. 23]

〔第11問〕（配点：2）

偽証罪に関する次の【見解】に従って後記1から5までの【記述】を検討し、誤っているものを2個選びなさい。（解答欄は，[No. 24]，[No. 25] 順不同）

【見 解】

A説：偽証罪は，宣誓した証人が客観的事実に反する陳述をした場合に成立する。

B説：偽証罪は，宣誓した証人が自己の記憶に反して陳述をした場合に成立する。

【記 述】

1. 証人が自己の記憶に反する事実を客観的事実に反すると思いながら陳述したが，それが客観的事実に合致していた場合，A説によれば，偽証罪は成立しない。
2. 上記1の場合，B説によれば，偽証罪は成立しない。
3. 証人が客観的事実に反しないと思いながら自己の記憶どおりに陳述したが，それが客観的事実に合致していない場合，A説によれば，偽証罪が成立する。
4. 証人が自己の記憶に反する事実を客観的事実に反すると思いながら陳述し，それが客観的事実に合致していない場合，A説によっても，B説によっても，偽証罪が成立する。
5. 証人が自己の記憶に反する事実を客観的事実に反しないと信じて陳述したが，それが客観的事実に合致していない場合，A説によれば，偽証罪は成立しない。

〔第12問〕（配点：2）

次の1から5までの各記述のうち，誤っているものはどれか。（解答欄は，[No. 26]）

1. 前科のない甲が強盗致傷罪を犯して同罪で起訴された場合，裁判所は，酌量減軽をする事由があれば，甲に対し，懲役3年，5年間執行猶予（保護観察なし）の判決を宣告することができる。
2. 前科のない甲が窃盗罪を犯して同罪で起訴された場合，裁判所は，甲に対し，罰金30万円の判決を宣告するに当たり，その執行を猶予することができる。
3. 甲は，判決により，懲役2年，3年間執行猶予（保護観察なし）に処せられたが，その後犯した窃盗罪で起訴され，前記執行猶予期間の経過前に判決宣告日を迎えた。この場合，裁判所は，甲に対し，懲役2年，3年間執行猶予（保護観察付き）の判決を宣告することができる。
4. 甲は，判決により，懲役1年，2年間執行猶予（保護観察なし）に処せられたが，その後犯した窃盗罪で前記執行猶予期間の経過前に起訴され，同執行猶予期間経過後に判決宣告日を迎えた。この場合，裁判所は，甲に対して，懲役3年，5年間執行猶予（保護観察付き）の判決を宣告することができる。
5. 懲役刑に処せられた甲が，その執行終了の1年後に犯した窃盗罪で起訴され，執行終了後5年を経過する前に判決の宣告を受ける場合，裁判所は，甲に対して，執行猶予付きの懲役刑を言い渡すことができない。

（参照条文）刑法

第235条 他人の財物を窃取した者は，窃盗の罪とし，10年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第240条 強盗が，人を負傷させたときは無期又は6年以上の懲役に処し，死亡させたときは死刑又は無期懲役に処する。

【第13問】（配点：3）

親族間の犯罪に関する次の1から5までの各記述を判例の立場に従って検討し、誤っているものを2個選びなさい。（解答欄は，[No. 27]，[No. 28] 順不同）

1. 甲は，同居している甥の乙が盗んできた宝石を，その事情を知らずながら，乙から無償で譲り受けた。この場合，甲には盗品等無償譲受け罪が成立するが，その刑は免除される。
2. 甲は，別居している祖父乙から現金を脅し取った。この場合，甲には恐喝罪が成立するが，その刑は免除される。
3. 甲は，別居している乙（5歳）の祖母であり，家庭裁判所によって乙の未成年後見人に選任され，後見人の事務として乙の預金口座を管理していたが，その口座から現金を引き出して自らのために費消した。この場合，甲には業務上横領罪が成立するが，その刑は免除される。
4. 甲は，A株式会社の代表取締役である実父乙が管理するA社所有の絵画を窃取した。この場合，甲には窃盗罪が成立し，その刑は免除されない。
5. 甲は，同居している実父乙を被告人とする窃盗事件の公判期日に，証人として出廷し，宣誓の上，乙の利益のために偽証をした。この場合，甲には偽証罪が成立するが，その刑を免除することができる。

【第14問】（配点：3）

両罰規定に関する次の【見解】A説ないしC説に従って，後記【罰則】の適用に関する後記1から5までの【記述】を検討し，誤っているものを2個選びなさい。（解答欄は，[No. 29]，[No. 30] 順不同）

【見 解】

- A説：両罰規定は，法人が無過失であっても代表者や従業員の責任が法人に転嫁されることを政策的に認めたものである。
- B説：法人の代表者の違反行為は法人の違反行為であり，法人の従業員の違反行為については，法人の代表者の当該従業員に対する選任監督上の過失が推定され，過失責任に基づき法人が処罰される。
- C説：法人の代表者の違反行為は法人の違反行為であり，法人の従業員の違反行為については，法人の代表者の当該従業員に対する選任監督上の過失が擬制され，過失責任に基づき法人が処罰される。

【罰 則】

出入国管理及び難民認定法第73条の2第1項

次の各号のいずれかに該当する者は，3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し，又はこれを併科する。

- 一 事業活動に関し，外国人に不法就労活動をさせた者
- 二 （以下略）

同法第76条の2

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人，使用人その他の従業者が，その法人又は人の業務に関して第73条の2（中略）の罪（中略）を犯したときは，行為者を罰するほか，その法人又は人に対しても，各本条の罰金刑を科する。

【記 述】

1. A説によれば，甲社代表取締役乙が，自社の事業活動に関し，外国人に不法就労活動をさせた場合，甲社に出入国管理及び難民認定法違反の罪（同法第73条の2第1項，第76条の2，以下「不法就労助長罪」という。）が成立する。
2. A説によれば，甲社従業者丙が，自社の事業活動に関し，外国人に不法就労活動をさせた場合，甲社に不法就労助長罪が成立する。

3. B説によれば、甲社代表取締役乙が、自社の事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせた場合、甲社の乙に対する選任監督上の過失がないことが立証されない限り、甲社に不法就労助長罪が成立する。
4. B説によれば、甲社従業員丙が、自社の事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせた場合、甲社代表取締役乙の丙に対する選任監督上の過失がないことが立証されない限り、甲社に不法就労助長罪が成立する。
5. C説によれば、甲社従業員丙が、自社の事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせた場合、甲社代表取締役乙の丙に対する選任監督上の過失がないことが立証されない限り、甲社に不法就労助長罪が成立する。

〔第15問〕（配点：2）

次の1から5までの各記述を判例の立場に従って検討し、正しいものを2個選びなさい。（解答欄は、[No. 31]，[No. 32] 順不同）

1. 甲は、人通りの多い路上で、不特定多数の通行人を勧誘して客を集めた上、近隣のビルの1室において、外部との出入りを制限した状態で、自らが雇用した男女に全裸で性行為を行わせ、それを6名の客に有料で観覧させて利益を得た。この場合、甲に公然わいせつ罪の共同正犯は成立しない。
2. 甲は、自己の所有するパソコンからわいせつな画像データをサーバーに送信して記憶・蔵置させた上、不特定多数の者が、インターネットを経由して同わいせつ画像データをダウンロードして、パソコンの画面上に再生して閲覧することを可能にした。この場合、閲覧する者において、閲覧の際、画像データのダウンロード等の作業をする必要があったとしても、甲にわいせつ物公然陳列罪が成立する。
3. 甲は、わいせつな映像が録画されたマスターDVDを所持していたが、甲には、同マスターDVD内に記録されたわいせつな映像を客の注文に応じて他のDVDに複製して販売する意図はあったものの、同マスターDVD自体を販売する意図はなかった。この場合、甲にわいせつ物販売目的所持罪は成立しない。
4. 甲は、外国で販売する目的で、日本国内においてわいせつな写真を所持した。この場合、甲にわいせつ物販売目的所持罪が成立する。
5. 甲は、わいせつな映像が録画されたDVDを販売する目的で雑誌に広告を出し、申し込んできた複数の客から代金の振込みを受け、宅配便で配送する手続を採ったが、配送するトラックが途中で事故を起こしたため、同DVDは、客に届かなかった。この場合、甲にわいせつ物販売罪は成立しない。

【第16問】（配点：3）

業務上の占有者による横領行為に非占有者が加功した場合の罪責について、教授及び学生が次の【会話】のとおり議論している。【会話】中の①から⑤までの（ ）内に後記アからキまでの【発言】から適切な語句を入れた場合、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちのどれか。（解答欄は、[No. 33]）

【会 話】

教授. 保険会社の保険料集金担当従業員である甲が、同社の従業員ではない知人乙と共謀の上、集金した保険料を横領した事例のように、業務上の占有者に非占有者が加功した場合のそれぞれの罪責について、共犯と身分の観点から、どのようなことが問題になりますか。

学生. 業務上横領罪の成否に関して、同罪は、単純横領罪との関係では（①）であり、他方、非占有者との関係では（②）となりますから、特に乙に対して、何罪が成立するのかが問題になります。

教授. 判例ではこの事例はどのような結論になりますか。

学生. 判例は、（③）としています。

教授. 判例の立場に対しては、どのような批判がなされていますか。

学生. 非身分者について罪名と科刑の分離を認めるのは妥当でないという批判がなされています。

教授. この点を克服するための考え方としては、どのようなものがありますか。

学生. 刑法第65条第1項は違法身分について規定し、同条第2項は責任身分について規定していると考え、業務上横領罪については、（④）と捉えた上で、この事例では（⑤）とする見解などがあります。

【発 言】

ア. 占有の受託者という身分があることによって犯罪行為になる構成的身分犯

イ. 業務者という身分があることによって刑が加重・減軽される加減的身分犯

ウ. 占有の受託者たる身分は責任身分、業務者たる身分は違法身分

エ. 占有の受託者たる身分は違法身分、業務者たる身分は責任身分

オ. 刑法第65条第1項により甲には業務上横領罪が、同条第2項により乙には単純横領罪がそれぞれ成立し、甲及び乙は単純横領罪の範囲で共犯となる

カ. 刑法第65条第1項により甲及び乙は業務上横領罪の共犯となり、同条第2項により乙に対しては単純横領罪の刑を科す

キ. 刑法第65条第1項により甲及び乙は単純横領罪の共犯となり、更に同条第2項により甲については業務上横領罪が成立する

1. ①ア ②イ ③カ ④ウ ⑤オ
2. ①ア ②イ ③キ ④ウ ⑤オ
3. ①イ ②ア ③オ ④エ ⑤カ
4. ①イ ②ア ③カ ④エ ⑤キ
5. ①イ ②ア ③キ ④ウ ⑤カ

【第17問】（配点：3）

次の1から5までの各記述を判例の立場に従って検討し、正しいものを2個選びなさい（ただし、甲は、記述4を除いて、当初から、対象物が財産に対する罪に当たる行為によって領得されたものであることを認識していたものとする。）。（解答欄は、[No. 34]，[No. 35] 順不同）

1. 甲は、何者かがA社事務所から窃取した約束手形をA社に買い取らせる交渉を乙に依頼され、A社と買取りの条件を交渉したところ、同手形はA社に売却された。この場合、甲には盗品等処分あっせん罪が成立する。
2. 甲は、乙を教唆して丙所有の自動車を窃取させた後、乙に代金を支払って同自動車を買受け、その引渡しを受けた。この場合、甲には、窃盗教唆罪が成立し、盗品等有償譲受け罪は成立しない。
3. 甲は、乙が窃取した丙所有の自動車を乙から買って、乙に代金を支払ったが、乙が検挙されてしまい、乙から同車の引渡しを受けることができなかった。この場合、甲には盗品等有償譲受け罪が成立する。
4. 甲は、乙からパソコンを預かり保管したが、その1か月後、同パソコンは、乙が丙から窃取したものであることを知ったにもかかわらず、乙のために保管を続けた。この場合、甲には盗品等保管罪が成立する。
5. 甲は、12歳の乙が電器店で窃取した携帯電話機を乙から買い、代金を支払ってその交付を受けた。この場合、甲には盗品等有償譲受け罪は成立しない。

【第18問】（配点：2）

次の1から5までの各記述を判例の立場に従って検討し、誤っているものを2個選びなさい。（解答欄は、[No. 36]，[No. 37] 順不同）

1. 甲は、乙が第三者から盗んできた物を、盗品かもしれないと認識していたが、値段が安いのでそれでも構わないと思って有償で譲り受けた。この場合、甲には盗品等有償譲受け罪は成立しない。
2. 甲は、殺意をもって乙の首を絞め、乙が気絶したのを見て既に窒息死したものと誤信し、乙を海に投げ込んだところ、乙は海中で溺死した。この場合、甲には殺人罪が成立する。
3. 甲は、自己が経営する店において、わいせつな映像を録画したDVDを販売したが、あらかじめ同DVDの映像を再生してその内容を認識していたものの、この程度ではわいせつ図画に当たらないと考えていた。この場合、甲にはわいせつ図画販売罪が成立しない。
4. 甲は、パチンコ店の従業員乙が運搬していた同店の売上金の入ったかばんを強取するため、乙の後方から、乙の頭部を狙い、殺意をもってけん銃の弾丸を発射したところ、同弾丸は乙の肩を貫通した上、甲が認識していなかった通行人丙の腹部に命中し、乙と丙にそれぞれ傷害を負わせた。この場合、甲には、乙に対する強盗殺人未遂罪、丙に対する強盗殺人未遂罪がそれぞれ成立し、両罪は観念的競合となる。
5. 甲は、乙に対して丙に暴行するよう教唆したところ、乙が丙の頭部を1回殴り、その結果、丙が転倒して地面に頭部を打ち付け、脳挫傷により死亡した。この場合、甲には傷害致死罪の教唆犯が成立する。

〔第19問〕（配点：2）

次の【事例】における甲の罪責を判例の立場に従って検討し、後記アからオまでの【罪名】のうち、その罪名に係る犯罪（共犯の場合を含む。）が成立するものには1を、成立しないものには2を選びなさい。（解答欄は、アからオの順に〔No. 38〕から〔No. 42〕）

【事例】

甲は、求人広告を見て乙と会い、乙から、銀行で架空人名義の預金口座を開設し、その預金通帳とキャッシュカードを手に入れて乙に渡すというアルバイトを依頼され、これを引き受けた。その際、甲は、乙から、預金口座を開設する際に身分証明書として呈示するため、甲の顔写真が印刷された架空人A名義の運転免許証を作成する必要があると聞かされたので、甲の顔写真を乙に交付するとともに、甲の知人Bの住所をキャッシュカードの送付先として乙に教えた。乙は、不正に入手したC名義の真正な運転免許証の顔写真の上から甲の顔写真を貼り付け、氏名をA名義に、住所をBの住所にそれぞれ書き換えるなどの加工を施し、甲の顔写真が貼付されたA名義の運転免許証を作成した。同免許証は、一見すると真正なものと見分けがつかないような精巧なものであった。数日後、甲は、乙から、前記運転免許証とAの姓を刻した印鑑を受け取った。その後、甲は、銀行に行き、口座開設申込書にAの氏名及びBの住所等を書いてAの印鑑を押した上、同銀行窓口係丙に対し、Aを装い、同申込書を前記運転免許証と一緒に提出して口座開設を申し込んだ。丙は、甲がAであることを疑うこともなく、かつ、前記運転免許証及び前記口座開設申込書の記載内容が虚偽であると知っていれば口座開設をしなかったのに、これらの内容が真実であるものと誤信し、A名義の口座を開設する手続きを行い、即日窓口で預金通帳を甲に交付し、キャッシュカードについては、Bの住所宛てに郵送した。甲は、数日後に郵送されたキャッシュカードをBから受け取った後、しばらくの間、自宅に通帳とキャッシュカードを保管し、その後、報酬と引換えに、預金通帳とキャッシュカードを乙に交付した。

【罪名】

- ア．有印公文書変造・同行使罪〔No. 38〕
- イ．有印私文書偽造・同行使罪〔No. 39〕
- ウ．詐欺罪〔No. 40〕
- エ．有価証券偽造罪〔No. 41〕
- オ．盗品等保管罪〔No. 42〕

〔第20問〕（配点：3）

次の【事例】の甲に対する刑法の適用に関する後記1から5までの【記述】を判例の立場に従って検討し、正しいものを2個選びなさい。（解答欄は、〔No. 43〕、〔No. 44〕順不同）

【事例】

甲は、日本国内に居住するA国民である。

甲は、B国を訪れた際、同国内に居住する日本国民V1並びに日本国内に居住する日本国民V2及び同V3を殺害しようと考え、B国において、毒入りの酒（以下「毒入酒」という。）をV1方、V2方及びV3方に向けてそれぞれ発送し、その後日本に帰国した。

V1宛ての毒入酒は、V1方に到達し、これをB国内で飲酒したV1及びその友人であるB国民V4は、それぞれ、同国内で薬物中毒により死亡した。

V2宛ての毒入酒は、甲が発送手続の際、誤ってV2と同姓の日本国民V5の住所地を記載したことから、日本国内のV5方に配達され、V5は、V2宛ての配達物であることに気が付いたが、しばらく保管して誰からも連絡がなかったら自分で飲酒しようと思い、これを自宅に保管していた。

V3宛ての毒入酒は、V3方に到達したが、配送途中の事故により、瓶が割れ、到達時には毒

入酒がすべて無くなっていたことから、V3は、これを飲酒することができなかった。

【記述】

1. V1に対する行為について刑法（殺人罪）が適用される。
2. V2に対する行為について刑法（殺人未遂罪）が適用される。
3. V3に対する行為について刑法（殺人未遂罪）が適用される。
4. V4に対する行為について刑法（殺人罪）が適用される。
5. V5に対する行為について刑法（殺人未遂罪）が適用される。

（参照条文）刑法

第3条の2 この法律は、日本国外において日本国民に対して次に掲げる罪を犯した日本国民以外の者に適用する。

- 一 （略）
- 二 第199条（殺人）の罪及びその未遂罪
- 三～六 （略）

〔第21問〕（配点：2）

捜査の端緒に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No. 45]）

- ア. 捜査機関が犯罪があると思料するに至った理由を捜査の端緒というが、捜査の端緒には何ら制限がなく、刑事訴訟法に規定されたものに限られない。
- イ. 検視は、検察官にのみ認められた権限であるが、検察官は、検察事務官又は司法警察員に検視の処分をさせることができる。
- ウ. 親告罪については、有効な告訴の存在が起訴又は訴訟の条件となっているから、司法警察職員は、告訴がない間は捜査をすることができない。
- エ. 自首した犯人は、告訴又は告発と同様、自首を取り消すことができる。
- オ. 司法警察員は、自首を受けたときは、速やかにこれに関する書類及び証拠物を検察官に送付しなければならない。

1. ア イ 2. ア ウ 3. イ オ 4. ウ エ 5. エ オ

〔第22問〕（配点：3）

次の【事例】中の(ア)から(オ)までの下線部分につき、告訴として有効となる場合には1を、無効となる場合には2を選びなさい。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。（解答欄は、アからオの順に [No. 46] から [No. 50]）

【事例】

V（平成6年12月5日生，15歳）は，平成22年2月1日，インターネット上で名誉を毀損される被害を受け，すぐに，この被害を母親であるAに告げた。その際，Vは，Aに，この被害を捜査機関に申告する意思及び犯人の処罰を求める意思がないことを告げた。それにもかかわらず，(ア)同月2日，Aは，司法警察員Xに対し，Vが受けた被害を申告して犯人の処罰を求め，この内容を記載した告訴調書を作成してもらった。〔No. 46〕その後の捜査により，同月10日，犯人がAとVの知人である甲であると判明し，その日のうちに，Aも司法警察員Xから甲が犯人であることを聞いた。そして，その日のうちに，Aは，Vに，犯人が甲である旨を伝えた。その後，Aは，甲から謝罪を受けたため，同年7月20日，前記告訴を取り消した。しかし，(イ)Vは，犯人が甲であると知った後，次第に甲を処罰してもらいたいという気持ちが高まっていったことから，同年7月31日，知人の司法巡査Yに，口頭で，Vが受けた被害を申告して甲の処罰を求めた。〔No. 47〕これに対し，司法巡査Yは，Vに，H警察署長を務める司法警察員Z宛てに告訴状を提出するように求めた。その後，Vは，司法巡査Yに対して被害を申告して甲の処罰を求めたこと及び司法警察員Z宛てに告訴状を提出するように求められたことをAに伝えた。そのため，(ウ)Aは，再度，考えを改め，同年8月5日，司法警察員Z宛てに，Vが受けた被害を申告して甲の処罰を求める旨の告訴状を提出した。〔No. 48〕さらに，(エ)Vも，同年8月20日，司法警察員Z宛てに，Vが受けた被害を申告して甲の処罰を求める旨の告訴状を提出した。〔No. 49〕その後，Vの父親であるBは，同年9月1日に初めてVが甲から名誉毀損の被害を負わされたことを知った。そして，(オ)Bは，同月2日，司法警察員Z宛てに，Vが受けた被害を申告して甲の処罰を求める旨の告訴状を提出した。〔No. 50〕なお，甲にVを被害者とする名誉毀損罪が成立することに争いはないものとする。

〔第23問〕（配点：3）

次の【弁解録取書の記載内容】は，殺人を被疑事実とする逮捕状に基づいて司法警察員により逮捕された被疑者甲野太郎の事件に関し，H警察署司法警察員Xが，被疑者の弁解を聴取して作成した弁解録取書の記載内容の抜粋である。この弁解録取書に記載された①から⑤までの司法警察員Xの措置に関する後記アからオまでの【記述】のうち，正しいものは幾つあるか。後記1から6までのうちから選びなさい。（解答欄は，〔No. 51〕）

【弁解録取書の記載内容】

本籍，住居，職業，氏名，生年月日欄（省略）

本職は，平成23年2月3日午前10時10分ころ，H警察署において，上記の者に対し，①逮捕状記載の犯罪事実の要旨及び②弁護人を選任することができる旨を告げるとともに，

- ③ 1 引き続き勾留を請求された場合において貧困等の事由により自ら弁護人を選任することができないときは，裁判官に対して弁護人を請求できる旨
- 2 裁判官に対して弁護人の選任を請求するには資力申告書を提出しなければならない旨
- 3 その資力が基準額以上であるときは，あらかじめ，弁護士会に弁護人の選任の申出をしていなければならない旨

を教示し，さらに，弁護人又は弁護人となろうとする弁護士と接見したいことを申し出れば，直ちにその旨をこれらの者に連絡する旨を告げた上，④弁解の機会を与えたところ，任意次のおり供述した。

- 1 私がVさんを殺したことは間違いありません。

2 弁護人をお願いできる権利があることは聞きました。お金がないので、国選でお願いします。

甲 野 太 郎 指印

以上のとおり⑤録取して読み聞かせた上、閲覧させたところ、誤りのないことを申し立て、各葉の欄外に指印した上、末尾に署名・指印した。

前 同 日

司法警察員署名押印欄（省略）

【記 述】

- ア. ①につき、刑事訴訟法の規定上、司法警察員Xは、直ちに犯罪事実の要旨を告げるように求められている。
- イ. ②につき、刑事訴訟法の規定上、司法警察員Xは、弁護人を選任することができる旨を告げるように求められている。
- ウ. ③につき、刑事訴訟法の規定上、司法警察員Xは、③の1から3までの事項を教示するように求められていない。
- エ. ④につき、刑事訴訟法の規定上、司法警察員Xは、被疑者甲野太郎に、弁解の機会を与えるように求められていない。
- オ. ⑤につき、刑事訴訟法の規定上、司法警察員Xは、弁解録取書を作成して、これを読み聞かせた上で、閲覧させることが求められている。

1. 0個 2. 1個 3. 2個 4. 3個 5. 4個 6. 5個

【第24問】（配点：2）

搜索・差押えに関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。（解答欄は、[No. 52]）

ア．人の住居に対する搜索差押許可状の効力は、令状呈示後に同住居に搬入された物品には及ばないから、甲に対する覚せい剤取締法違反被疑事件につき、搜索場所を甲方居室、差し押さえるべき物を覚せい剤等とする搜索差押許可状に基づき、警察官が甲立会いの下に同人方居室を搜索中、甲宛てに届き、甲が受領した宅配便の荷物について、警察官は、甲の承諾を得ることなくこれを開封して中身を確認することはできない。

イ．捜査機関は、人の住居に対する搜索差押許可状の執行中は、何人に対しても、許可を得ないでその場所に入出入りすることを禁止することができるから、居住者であっても許可を得ないで住居に立ち入ろうとした場合は、これを制止することができる。

ウ．搜索差押許可状の執行に当たっては、その着手前に、処分を受ける者に対して搜索差押許可状を示さなければならないから、乙に対する覚せい剤取締法違反被疑事件につき、搜索場所を乙方居室、差し押さえるべき物を覚せい剤等とする搜索差押許可状の発付を受けた警察官が、来意を告げることなく、施錠された乙方居室のドアを家主から借り受けた合鍵で開けて室内に立ち入り、その後初めて乙に同令状を呈示することは、乙が覚せい剤を洗面所に流すなど差押対象物件を破棄隠匿するおそれがある場合であっても違法となる。

エ．搜索差押許可状には、被疑者の氏名、罪名、差し押さえるべき物、搜索すべき場所、身体若しくは物、有効期間等を記載しなければならないが、特別法違反の罪については、被疑事件を特定するため、罪名のほか、その罰条又は犯罪事実を記載しなければならない。

オ．搜索差押許可状で差し押さえようとしているパソコンの中に、被疑事実に関する情報が記録されている蓋然性が認められる場合において、そのような情報が実際に記録されているかをその場で確認していたのでは記録された情報を損壊される危険があるときは、内容を確認することなしにパソコン自体を差し押さえることができる。

1. ア イ 2. ア ウ 3. イ オ 4. ウ エ 5. エ オ

【第25問】（配点：3）

次の【事例】に関する検察官の処理について述べた後記アからオまでの【記述】のうち、正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからオの順に [No. 53] から [No. 57]）

【事例】

甲は、平成22年4月1日午前9時50分、H県I市内において、司法警察員から職務質問を受けた際、所持品の検査に応じ、「窃盗の目的でVの邸宅に侵入するのに使用するため、ガラス切りを隠して携帯していた」旨を述べてガラス切りを所持のバッグから取り出したものの、住居については、一切答えなかった。そこで、司法警察員は、甲の住居が明らかでない上、甲に軽犯罪法違反（同法第1条第3号違反）に該当する「正当な理由がなくてガラス切りを隠して携帯していた」事実が認められたことから、同日午前10時、同事実により甲を現行犯逮捕した。その後の捜査により、甲が窃盗を行っていたことも判明したものの、依然として、甲の住居は判明しなかった。司法警察員は、同月3日午前9時30分、甲の身柄とともに軽犯罪法違反及び窃盗の両事実をH区検察庁検察官に送致する手続をした。その後、検察官は、同日午前10時30分、送致された甲を受け取った。

【記述】

ア．検察官は、甲を勾留請求する場合、これを平成22年4月4日午前10時30分までに行えば足りる。[No. 53]

イ. 検察官は、軽犯罪法違反の事実のみならず窃盗の事実も併せて甲を勾留請求することができる。[No. 54]

ウ. 検察官は、甲につき、逮捕されている軽犯罪法違反の事実のみで略式命令を請求する場合、甲に対し、あらかじめ、略式手続を理解させるために必要な事項を説明し、通常の規定に従い審判を受けることができる旨を告げた上、略式手続によることについて異議がないかどうかを確かめなければならない。[No. 55]

エ. 検察官は、平成22年4月3日、逮捕されている軽犯罪法違反の事実のみで甲を公判請求する場合、勾留状が発付されていないので甲を釈放した上で公判請求しなければならない。[No. 56]

オ. 検察官は、平成22年4月3日、軽犯罪法違反の事実のみならず窃盗の事実も併せて甲を公判請求する場合、簡易裁判所ではなく地方裁判所に対して行うこともできる。[No. 57]

(参照条文) 軽犯罪法

第1条 左の各号の一に該当する者は、これを拘留又は科料に処する。

一、二 (略)

三 正当な理由がなく合かぎ、のみ、ガラス切りその他他人の邸宅又は建物に侵入するのに使用されるような器具を隠して携帯していた者

四～三十四 (略)

(参照条文) 裁判所法

第24条 地方裁判所は、次の事項について裁判権を有する。

一 (略)

二 第16条第4号の罪及び罰金以下の刑に当たる罪以外の罪に係る訴訟の第一審

三、四 (略)

第33条 簡易裁判所は、次の事項について第一審の裁判権を有する。

一 (略)

二 罰金以下の刑に当たる罪、選択刑として罰金が定められている罪又は刑法第186条、第252条若しくは第256条の罪に係る訴訟

2, 3 (略)

【第26問】（配点：2）

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（以下「通信傍受法」という。）に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No. 58]）

- ア. 通信傍受法では、傍受令状で通信の傍受をすることができる対象犯罪は限定されており、組織的な賭博場開張等凶利の罪は、この対象犯罪に含まれている。
- イ. 司法警察員が、被疑者から電話において恐喝されていた被害者の同意を得て、その被害者と被疑者との間の電話による通話内容を録音する場合には、裁判官の発する傍受令状を得る必要はない。
- ウ. 司法警察員は、通信傍受の実施をしている間に行われた通信が、傍受令状に記載された傍受すべき通信に該当するかどうか明らかでない場合には、直ちに当該通信の傍受を停止しなければならない。
- エ. 司法警察員は、覚せい剤取締法違反の事実を被疑事実とする傍受令状に基づいて、通信傍受の実施をしている間に、その被疑事実とは無関係の殺人を実行する計画について話し合っていると明らかに認められる通信が行われたときは、当該通信の傍受をすることができる。
- オ. 司法警察員は、通信傍受の実施を終了した場合には、通信の当事者に対し、傍受の実施につき通知しなければならないが、この通知により捜査が妨げられるおそれがあると認めるときはこの通知をしないことができる。

1. ア ウ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ エ 5. エ オ

【第27問】（配点：2）

即決裁判手続に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No. 59]）

- ア. 検察官は、公訴を提起しようとする強盗事件について、事案が明白であること、証拠調べが速やかに終わると見込まれることその他の事情を考慮し、相当と認めるときは、公訴の提起と同時に、書面により即決裁判手続の申立てをすることができる。
- イ. 検察官は、即決裁判手続によることについての被疑者の同意がなくても、即決裁判手続の申立てをすることができる。
- ウ. 即決裁判手続による公判期日については、被告人に弁護人がないときは、これを開くことができない。
- エ. 裁判所が即決裁判手続において懲役又は禁錮の言渡しをする場合には、その刑の執行猶予の言渡しをしなければならない。
- オ. 即決裁判手続においてされた判決に対しては、控訴の申立てをすることができない。

1. ア イ 2. ア オ 3. イ ウ 4. ウ エ 5. エ オ

〔第28問〕（配点：4）

次の【事例】に登場する後記甲、乙、丙、丁及び戊の5名につき、公判請求された公訴事実の全部又は一部について明らかに刑事訴訟法第89条に規定された権利保釈が認められないものには1を、それ以外のものには2を選びなさい。なお、いずれも、勾留は継続されているものとする。（解答欄は、甲から戊の順に〔No. 60〕から〔No. 64〕）

【事例】

甲は、詐欺の罪により懲役8年の刑に処せられ、乙は、強盗致傷の罪により懲役7年の刑に処せられ、丙は、器物損壊の罪により懲役1年の刑に処せられ、いずれも、同じ刑事施設に収容されて顔見知りとなった。甲、乙及び丙は、いずれも平成21年中に刑の執行を終了し、その後、それぞれH市内に住居を定めて生活していた。

平成22年7月2日、甲及び乙が甲の自宅で住居不定の丁と一緒に食事をしていたところ、丙がH市内に住居を有する戊を連れて遊びに来た。その後、甲、乙、丙、丁及び戊の5名は、雑談をしていたが、その途中、他人の住居に侵入して金品を窃取する旨の謀議が成立した。そして、同日午後10時、甲、乙、丙、丁及び戊の5名は、H市内に所在するVの住居に侵入して金品を窃取したが、Vの住居を出たところで、警察官の職務質問を受けて犯行を自白し、住居侵入、窃盗の事実により緊急逮捕された。その後、甲、乙、丙、丁及び戊の5名は、同月3日中にH地方検察庁検察官に送致されて勾留を請求された上、緊急逮捕された事実と同一の住居侵入、窃盗の事実により勾留され、同月12日、勾留された事実と同一の住居侵入、窃盗の事実により公判請求された。

甲、乙及び丁の3名には余罪がなかったが、丙には、H市内で連続して車のタイヤをパンクさせた余罪、戊には、知人を包丁で突き刺して傷害を負わせた余罪があった。そのため、丙は、同月13日、暴力行為等処罰に関する法律第1条の3に違反する事実で逮捕され、同月14日中にH地方検察庁検察官に送致されて勾留請求された上、逮捕された事実と同一の同法律第1条の3に違反する事実により勾留され、同月23日、勾留された事実と同一の同法律第1条の3に違反する事実により公判請求された。一方、戊は、同年7月13日、殺人未遂の事実で逮捕され、同月14日中にH地方検察庁検察官に送致されて勾留請求された上、逮捕された事実と同一の殺人未遂の事実により勾留され、同月23日、殺人未遂の事実ではなく、傷害の事実により公判請求された。

なお、甲、乙及び丙については、前記前科以外の前科がなく、丁及び戊については、前科がないものとし、甲、乙、丙、丁及び戊のいずれについても、逃亡のおそれは認められるが、「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由」及び「被害者その他事件の審判に必要な知識を有すると認められる者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させる行為をすると疑うに足りる相当な理由」は認められないものとする。

（参照条文）暴力行為等処罰に関する法律

第1条ノ3 常習トシテ刑法第204条、第208条、第222条又ハ第261条ノ罪ヲ犯シタル者人ヲ傷害シタルモノナルトキハ1年以上15年以下ノ懲役ニ処シ其ノ他ノ場合ニ在リテハ3年以上5年以下ノ懲役ニ処ス

【第29問】（配点：3）

訴因に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。（解答欄は、[No. 65]）

- ア. 検察官は、第1回の公判期日の前であっても、公訴事実の同一性を害しない限度において、起訴状に記載された訴因の追加、撤回又は変更を裁判所に請求することができる。
- イ. 起訴状における訴因の記載は、裁判所が行う審判対象の範囲を画定するとともに、被告人の防御の対象を明確にする機能を有するものであり、起訴状における罰条の記載も、訴因をより一層特定させて被告人の防御に遺憾のないようにするため法律上要請されているものであるから、訴因により公訴事実が十分に明確にされ、被告人の防御に実質的な不利益が生じない場合であっても、裁判所が起訴状に記載されていない罰条を適用するためには、罰条変更の手続を経なければならない。
- ウ. 傷害致死の罪について、「被告人は、平成22年5月9日午後9時ころ、H市I区所在のJホテル7号室において、Vに対し、その頭部等に手段不明の暴行を加え、頭蓋冠、頭蓋底骨折等の傷害を負わせ、よって、そのころ、同所において、頭蓋冠、頭蓋底骨折に基づく外傷性脳障害又は何らかの傷害により死亡させた。」という訴因とすることは、暴行態様、傷害の内容及び死因の表示が概括的なものとどまるから、検察官において、当時の証拠に基づき、できる限り日時、場所、方法等をもって傷害致死の罪となるべき事実を特定して訴因を明示したものであっても、訴因の特定に欠ける。
- エ. 検察官において、共謀共同正犯者の存在に言及することなく、被告人が1人で自動二輪車を窃取したという窃盗の訴因で公訴を提起した場合、裁判所が、証拠上、他に実行行為を行っていない共謀共同正犯者が存在するとの心証を得たとしても、被告人1人の行為により犯罪構成要件の全てが満たされたと認めるときは、訴因どおりの犯罪事実を認定することができる。
- オ. 裁判所は、訴因の追加又は変更により被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあると認めるときは、被告人又は弁護人の請求により、決定で、被告人に十分な防御の準備をさせるため必要な期間公判手続を停止しなければならない。

1. ア エ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ エ 5. ウ オ

【第30問】（配点：3）

次の【事例】は、甲に対する殺人被告事件の冒頭手続における法廷でのやり取りである。この法廷でのやり取りに関する後記アからエまでの【記述】のうち、正しいものは幾つあるか。後記1から5までのうちから選びなさい。（解答欄は、[No. 66]）

【事例】

裁判長「それでは開廷します。被告人は証言台の前に立ちなさい。」

裁判長「名前は何と言いますか。」①

被告人「甲と言います。」

裁判長「本籍、住所はどこですか。」

被告人「本籍は、H市I町1番です。住所も同じです。」

裁判長「職業は何ですか。」

被告人「無職です。」

裁判長「生年月日はいつですか。」

被告人「昭和30年1月1日です。」

裁判長「それでは、検察官、起訴状を朗読してください。」

検察官「公訴事実。被告人は、平成20年6月10日ころ、H市I町1番被告人方において、V
に対し、殺意をもって、持っていたナイフでその胸部を突き刺し、よって、同日ころ、

同所において、同人を胸部刺傷に基づく失血により死亡させて殺害したものである。罪名及び罰条。殺人。刑法第199条。」②

裁判長「被告人には黙秘権という権利があります。被告人は終始沈黙し、又は個々の質問に対し陳述を拒むことができます。また、言いたいことを言うことができますが、この公判廷での被告人の陳述は、被告人にとって不利益な証拠とも利益な証拠ともなることを承知してください。」③

裁判長「それでは、まず被告人に聞きますが、今、検察官が述べた内容に間違いありませんか。」

被告人「間違いありません。」

裁判長「弁護士、御意見はいかがですか。」④

弁護士「被告人と同じです。」

裁判長「それでは、これで冒頭手続を終わり、証拠調手続に入ります。」

【記述】

ア. ①は、裁判長が、被告人として出頭している者が起訴状に表示された者と同一であるかどうかを確かめるために行った質問の一環であり、こうした人定質問を行うことは法令上要求されている。

イ. ②は、法令上、検察官が、裁判長の訴訟指揮に基づき、起訴状に記載された公訴事実を要約して告げる方法でも行うことができる。

ウ. ③は、裁判長が、被告人に対し、言いたいことを言うことができることや、公判廷での陳述が被告人にとって不利益な証拠とも利益な証拠ともなることを告げなくても、法令に違反するものではない。

エ. ④は、裁判長が、その訴訟指揮によって、弁護人の意見を確かめるために事実上行ったものであり、法令上要求されているものではない。

1. 0個 2. 1個 3. 2個 4. 3個 5. 4個

【第31問】（配点：2）

裁判員の参加する刑事裁判（以下「裁判員裁判」という。）に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No. 67]）

- ア. 裁判員裁判の対象事件として法律で定められた殺人罪に係る事件については、裁判官のみの合議体で取り扱うことはできない。
- イ. 裁判員裁判においては、裁判官及び裁判員の合議により、事実の認定、法令の解釈、法令の適用及び刑の量定を行う。
- ウ. 裁判員の参加する合議体の裁判官の員数は3人、裁判員の員数は6人とされているが、公判前整理手続による争点及び証拠の整理において公訴事実について争いがないと認められ、事件の内容その他の事情を考慮して適当と認められるものについては、裁判所は、裁判官1人及び裁判員4人から成る合議体を構成して審理及び裁判をする旨の決定をすることができる。
- エ. 裁判員裁判の対象事件の被告人が、裁判員の参加する合議体ではなく、裁判官のみの合議体による審理を受けることを申し立てた場合には、地方裁判所は、当該事件を裁判官のみの合議体で取り扱う旨の決定をしなければならない。
- オ. 裁判員の関与する判断のための評議において、その判断は、構成裁判官及び裁判員の双方の意見を含む合議体の員数の過半数の意見によるので、裁判員のみが被告人を有罪とする意見である場合には、被告人は無罪となる。

1. ア イ 2. ア オ 3. イ エ 4. ウ エ 5. ウ オ

【第32問】（配点：2）

被害者に対する配慮に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。なお、記述中の証人の遮へい措置は刑事訴訟法第157条の3に、ビデオリンク方式は同法第157条の4に、それぞれ規定されているものをいう。（解答欄は、[No. 68]）

- ア. 裁判所は、強制わいせつ罪に係る事件を取り扱う場合において、当該事件の被害者から申出があるときは、被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、被害者特定事項（氏名及び住所その他の当該事件の被害者を特定させることとなる事項）を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができるが、この場合において、被害者は、あらかじめ、検察官にこの申出をしなければならない。
- イ. 公判期日において、被害者の被害に関する心情その他の被告事件に関する意見の陳述がなされた場合、裁判所は、この陳述を犯罪事実の認定のための証拠とすることはできない。
- ウ. 検察官は、検察官請求に係る証拠書類を弁護人に閲覧する機会を与えるに当たり、被害者特定事項が明らかにされることにより、被害者等の名誉が著しく害されるおそれがあると認めるときは、弁護人に対し、その旨を告げ、起訴状に記載された被害者特定事項を被告人に知られないようにすることを求めることができる。
- エ. ビデオリンク方式によった上で被告人から証人の状態を認識できなくする証人の遮へい措置が採られても、映像と音声の受送信を通じてであれ、被告人は、証人の供述を聞くことはでき、自ら尋問することもでき、弁護人による証人の供述態度等の観察は妨げられないのであるから、被告人の証人審問権は侵害されていない。
- オ. 証人の遮へい措置を採ることができるのは、強制わいせつ等の性犯罪の被害者に限定されないが、ビデオリンク方式による証人尋問が認められるのは、性犯罪の被害者に限定されている。

1. ア エ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ エ 5. ウ オ

【第33問】（配点：2）

自由心証主義に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。（解答欄は、[No. 69]）

ア．裁判員の参加する刑事裁判において、裁判員の関与する判断に関しては、証拠の証明力は、それぞれの裁判官及び裁判員の自由な判断にゆだねる。

イ．憲法第38条第3項の「何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。」という規定は、自白の証明力に対する自由心証を制限したものである。

ウ．裁判官が、証人の証言の信用性を判断する際には、その証人の公判廷での供述態度を考慮することができる。

エ．経験則は、経験から導き出された事物に関する一般的な法則であるが、一般に承認された科学的法則とは異なり、合理的な判断法則として共有されたものとまではいえないので、裁判官が、経験則に反する心証を形成した上で事実を認定することも許される。

オ．被告人の精神状態に関する精神医学者の意見が鑑定等として証拠となっている場合には、その判断の前提となる生物学的、心理学的要素を裁判所が評価することが困難であるため、その意見のとおり認定しなければならない。

1. ア イ 2. ア オ 3. イ ウ 4. ウ エ 5. エ オ

【第34問】（配点：3）

被告人甲が、被害者V宅において、Vを包丁で突き刺して殺害したという事件に関し、後記aからfまでの【証拠】について後記アからオまでの【記述】のうち、正しいものは幾つあるか。後記1から6までのうちから選びなさい。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。（解答欄は、[No. 70]）

【証拠】

- a. V宅でVを包丁で突き刺した旨の甲が作成した供述書
- b. 事件直前、V宅を訪ねてきた甲を応接間に通した後、しばらくして、Vの叫び声が聞こえ、応接間を確認したところ、倒れているVを発見した旨のVの妻Aの供述を録取した書面
- c. Vの妻A立会いのもとで、司法警察職員が任意処分として行った検証の結果を記載した書面
- d. 犯行現場に遺留されていた包丁
- e. 前記包丁に付着していた血液のDNA型がVのものと一致する旨の鑑定の結果を記載した書面
- f. 甲宅から押収した日記（事件前日の欄に、「Vと口論となった挙句、拳で顔面を殴られた。許せない。」と記載のあるもの。）

【記述】

- ア. a, b, c及びeは、証拠書類であるから、その取調べをするについては、朗読又はその要旨を告げる必要があり、d及びfは、証拠物であるから、その取調べをするについては、示させる必要があるがそれで足り、fの記載内容を立証する場合であっても、これを朗読する必要はない。
- イ. 直接証拠とは、犯罪事実の存在を直接証明する証拠であるから、aからfの中で、直接証拠は、aのみである。
- ウ. aは、甲が体験した事実を、甲自ら記載した書面であるから、伝聞証拠には当たらない。
- エ. 刑事訴訟法第321条第3項の「検証の結果を記載した書面」とは、裁判官の発する令状により行った検証の結果を記載した書面を意味するから、捜査機関が任意処分として行った検証の結果を記載した書面であるcは、同項の「検証の結果を記載した書面」には該当しない。
- オ. eは、伝聞証拠ではあるが、刑事訴訟法第321条第4項の「鑑定の経過及び結果を記載した書面で鑑定人の作成したもの」に当たるから、鑑定人の証人尋問を経ることなく、証拠とすることができる。

1. 0個 2. 1個 3. 2個 4. 3個 5. 4個 6. 5個

【第35問】（配点：2）

刑事訴訟法第321条第1項の書面に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。（解答欄は、[No. 71]）

- ア. 公判廷に証人として出廷した者が、捜査段階で検察官に対して供述した内容と相反する供述をしたとき、その者の検察官の面前における供述を録取した書面については、その検察官の面前における供述が特に信用すべき状況の下にされたものであるときでなければ証拠能力は認められない。
- イ. 刑事訴訟法第321条第1項第1号の「裁判官の面前における供述を録取した書面」は、当該事件に関して作成されたものに限られるから、他の事件の公判廷における証人の供述を録取したものは含まれない。
- ウ. 刑事訴訟法第321条第1項の「その供述者が死亡、精神若しくは身体の故障、所在不明若しくは国外にいるため公判準備若しくは公判期日において供述することができないとき」とは、供述不能の制限的な事由ではなく、例示的な事由であるから、証人が、公判期日に証言拒

絶権を行使して証言を拒んだときも、これに該当する。

エ. 裁判所が証人尋問の決定をした外国人について、証人尋問の実施前に退去強制が行われた場合、その者の検察官に対する供述調書を刑事訴訟法第321条第1項第2号前段に基づいて証拠とすることは、許容されないことがある。

オ. 被告人には黙秘権の保障があり、かつ、宣誓及び偽証罪の制裁を欠くのであるから、乙を被告人とする贈賄被告事件の公判調書中、被告人としての乙の供述を録取した部分は、甲を被告人とする収賄被告事件において、刑事訴訟法第321条第1項第1号の「裁判官の面前における供述を録取した書面」には該当しない。

1. ア イ 2. ア ウ 3. イ オ 4. ウ エ 5. エ オ

〔第36問〕（配点：3）

次のⅠ及びⅡの【見解】は、裁判所が公判廷において鑑定を命じた鑑定人によって鑑定書が作成された場合に、その鑑定書を公判廷においてどのような手続により取り調べるのかという問題に関するものである。この見解について述べた後記のアからカまでの【記述】のうち、誤っているものの組合せは、後記1から6までのうちどれか。（解答欄は、[No. 72]）

【見 解】

- Ⅰ. 裁判所は、当事者の取調べ請求を待たず、鑑定書を公判廷において取り調べる必要がある。
Ⅱ. 裁判所は、鑑定書を公判廷において取り調べるためには、原則として、当事者からその取調べ請求を受ける必要がある。

【記 述】

- ア. Ⅱ説は、鑑定書が公判準備における鑑定人の尋問の結果を記載した書面と実質上何ら変わらないとして、公判準備における証人尋問等の結果を記載した書面の取調べ手続と同様にすべきと考えるものである。
イ. Ⅱ説は、鑑定書の取調べを当事者の意思にかからしめることが証拠調べにおける当事者主義からみて当然のことであると考えられるものである。
ウ. Ⅰ説は、裁判所が鑑定書による報告を命じたことにつき、当然その鑑定書の取調べを予定しているものであると考えられるものである。
エ. Ⅱ説によれば、鑑定請求をした弁護人が、鑑定書の取調べ請求をする旨の意見を述べた場合、その請求は、鑑定書を取り調べることに同意する旨の意見と解することになる。
オ. Ⅰ説によれば、弁護人及び検察官のいずれもが、鑑定書の取調べ請求をしない旨の意見を述べた場合、裁判所は、職権で、刑事訴訟法第321条第4項の手続を履践すべく、鑑定人を証人として尋問する旨の決定をしなければならない。
カ. Ⅱ説によれば、鑑定請求をした弁護人が、鑑定書の取調べ請求をしない旨の意見を述べ、検察官が、鑑定書の取調べ請求をする旨の意見を述べた場合、検察官は、裁判所に鑑定書を取り調べてもらうためには、刑事訴訟法第321条第4項の立証手続として鑑定人を証人として尋問する旨の請求をする必要がある。

1. ア イ 2. ア エ 3. イ ウ 4. ウ オ 5. エ カ 6. オ カ

【第37問】（配点：2）

第1回の公判期日前の証人尋問に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No. 73]）

- ア. 検察官は、犯罪の捜査に欠くことのできない知識を有すると明らかに認められる者が、取調べに対して出頭又は供述を拒んだ場合には、その者が当該犯罪の被害者であったとしても、第1回の公判期日前に限り、裁判官に証人の尋問を請求することができる。
- イ. 弁護人は、被告人のアリバイを供述する証人に海外赴任の予定があるなど、あらかじめ証拠を保全しておかなければその証拠を使用することが困難な事情があるときでも、第1回の公判期日前に、裁判官に証人の尋問を請求することはできない。
- ウ. 検察官は、司法警察員の取調べに対して任意の供述をした犯罪の目撃者が、その供述が犯罪の証明に欠くことができないと認められる場合において、圧迫を受けて公判期日においては前にした供述と異なる供述をするおそれがある場合に限り、第1回の公判期日前に、裁判官に証人の尋問を請求することができる。
- エ. 裁判官は、検察官の請求による第1回の公判期日前の証人尋問を行う際、被告人、被疑者又は弁護人をその尋問に立ち会わせなければならない。
- オ. 裁判官は、第1回の公判期日前の証人尋問請求において、召喚に応じない証人に対しては、更にこれを召喚し、又はこれを勾引することができる。

1. ア ウ 2. ア オ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ エ

【第38問】（配点：2）

次のアからカまでの各手続のうち、被疑者の勾留及び被告人の勾留のいずれについても刑事訴訟法上認められるものは、幾つあるか。後記1から6までのうちから選びなさい。（解答欄は、[No. 74]）

- ア. 保釈
- イ. 勾留の取消し
- ウ. 勾留理由開示
- エ. 検察官による勾留請求
- オ. 弁護人又は弁護人を選任することができる者の依頼により弁護人となろうとする者以外の者との接見等の制限
- カ. 勾留の執行停止

1. 1個 2. 2個 3. 3個 4. 4個 5. 5個 6. 6個

【第39問】（配点：3）

次の【記述】は、控訴審の権限に関して判断を示した最高裁判所決定の要旨である。①から⑦までの（ ）内に後記aからiまでの【語句群】から適切な語句を入れた場合、組合せとして正しいものは後記1から5までのうちどれか。なお、①から⑦までの（ ）内にはそれぞれ異なる語句が入る。（解答欄は、[No. 75]）

【記述】

第一審判決がその理由中において無罪の判断を示した点は、牽連犯ないし包括一罪として起訴された事実の一部なのであるから、右第一審判決に対する控訴提起の効力は、それが被告人からだけの控訴であっても、公訴事実の全部に及び、右の無罪部分を含めたそのすべてが控訴審に移審係属すると解すべきである。そうとすれば、控訴裁判所は右起訴事実の全部の範囲にわたって（①）を加えることが可能であるとみられないでもない。しかしながら、控訴審が第一審判決について（①）をするにあたり、いかなる限度においてその職権を行使すべきかについては、さらに慎重な検討を要するところである。いうまでもなく、現行刑法においては、いわゆる（②）

主義が基本原則とされ、(3) 主義はその補充的、後見的なものとされているのである。(2) 主義の現われとして、現行法は(4) 制度をとり、検察官が公訴を提起するには、(5) を記載した起訴状を裁判所に提出しなければならない、(5) は(4) を明示してこれを記載しなければならないこととし、この(4) につき、当事者の攻撃防御をなさしめるものとしている。(中略) このように、審判の対象設定を原則として(2) の手に委ね、被告人に対する不意打を防止し、(2) の公正な訴訟活動を期待した第一審の訴訟構造の上に立つて、刑事訴訟法はさらに控訴審の性格を原則として(6) 審たるべきものとしている。すなわち、控訴審は、第一審と同じ立場で事件そのものを審理するのではなく、前記のような(2) の訴訟活動を基礎として形成された第一審判決を対象とし、これに(6) 的な審査を加えるべきものなのである。そして、その(6) 審査も当事者の申し立てた控訴趣意を中心としてこれをなすのが建前であつて、(1) はあくまで補充的なものとして理解されなければならない。けだし、前記の第一審における(2) 主義と(3) 主義との関係は、控訴審においても同様に考えられるべきだからである。

これを本件についてみるに、本件公訴事実中第一審判決において有罪とされた部分と無罪とされた部分とは牽連犯ないし包括一罪を構成するものであるにしても、その各部分は、それぞれ1個の犯罪構成要件を充足し得るものであり、(4) としても独立し得たものなのである。そして、右のうち無罪とされた部分については、被告人から不服を申し立てる利益がなく、検察官からの控訴申立てもないのであるから、当事者間においては攻防の対象からはずされたものとみることができる。このような部分について、それが理論上は控訴審に移審係属しているからといつて、(6) 審たる控訴審が(1) を加え有罪の自判をすることは、被告人控訴だけの場合、刑事訴訟法第402条により第一審判決の刑より重い刑を言い渡されないことが被告人に保障されているとはいつても、被告人に対し不意打を与えることであるから、前記のような現行刑事訴訟の基本構造、ことに現行控訴審の性格にかんがみるときは、(7) として許される限度をこえたものであつて、違法なものといわなければならない。

【語句群】

- a. 職権調査 b. 当事者の申立てに基づく調査 c. 当事者 d. 職権
 e. 訴因 f. 公訴事実 g. 事実 h. 事後 i. 職権の発動
1. ① b ④ e 2. ① a ⑦ i 3. ② d ⑤ f 4. ② c ⑥ g 5. ③ c ⑥ h

【第40問】(配点：2)

再審に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例に照らして、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[No. 76])

- ア. 有罪を認めるべき明らかな証拠を新たに発見したときは、無罪の言渡しをした確定判決に対しても再審の請求をすることができる。
- イ. 検察官は、有罪の言渡しをした確定判決に対して、その言渡しを受けた者の利益のために、再審の請求をすることができない。
- ウ. 再審事由を定める刑事訴訟法第435条第6号に規定する「明らかな証拠」とは、確定判決における事実認定につき合理的な疑いを抱かせ、その認定を覆すに足りる蓋然性のある証拠を意味する。
- エ. 再審の請求は、刑の執行が終わり、又はその執行を受けることがなくなったときには、これを行うことができない。
- オ. 再審の請求を受けた裁判所は、再審の請求が理由のあるときは再審開始の決定をしなければならないが、その場合には、確定判決による刑の執行を停止することができる。

1. ア イ 2. ア ウ 3. イ エ 4. ウ オ 5. エ オ